

Brazil TradeNet

ブラジル投資ガイドブック
ステップ・バイ・ステップ



ブラジル対外関係省
貿易促進部
貿易促進プログラム課





ブラジル投資ガイドブック
ステップ・バイ・ステップ[°]

著作権表示

サンパウロ州開発デジタル本部 (Central Digital para o Desenvolvimento) によって作成された本投資ガイドブックは、連邦政府側の対外関係省とサンパウロ州側の科学・技術・経済開発・観光局 (Secretaria de Ciência, Tecnologia, Desenvolvimento Econômico e Turismo) の間で 2001 年 12 月 17 日に締結された投資振興に関する技術協力協定に基づき、BrazilTradeNet (www.braziltradenet.gov.br) 上で公表・公開するため提供されたものである。開発デジタル本部は、上記の科学・技術・経済開発・観光局とサンパウロ州公刊行物局 (Imprensa Oficial do Estado de São Paulo) によって運営されている。

サンパウロ州政府により提供された投資ガイドブックは、同州にのみ焦点を合わせたものであったことから、対外関係省貿易促進部が全国的な情報をその内容に付け加えた。

目次

1. 外国資本	9
1.1. 概観	9
1.2. 外国資本の登録方法	9
1.3. 利益送金	9
1.4. 利益の再投資	10
1.5. 本国送還	10
1.6. 対外送金に対する制限	10
2. 企業の開業方法	11
2.1. 企業開業の法的形態	11
2.2. 企業の登録方法	12
2.2.1. 個人企業家型企業 (Empresário)	12
2.2.2. 簡易形態型会社 (Sociedade Simples – S/S)	15
2.2.3. 有限会社 (Sociedade Limitada - LTDA)	17
2.2.4. 株式会社 (Sociedade Anônima – S/A)	19
2.2.5. 協同組合 (Cooperativa)	22
2.3. 不動産選びにおけるトラブルの回避方法	24
2.4. 営業許可証の取得方法	24
3. 労働法	26
3.1. 雇用契約の種類	26
3.1.1. 臨時雇用契約 (Contrato temporário)	26
3.1.2. 定期雇用契約	26
3.1.3. 不定期雇用契約	27
3.2. アワーバンク (Banco de Horas)	28
3.3. 労働・福祉関連の負担	28
4. 外国人労働	30
4.1. ビザの種類	30
4.1.1. 短期出張ビザ	30
4.1.2. 就労用一時ビザ	30
4.1.3. 専門家用一時ビザ	30
4.1.4. 外国人ジャーナリスト・ビザ	30
4.1.5. 永久就労ビザ	31
4.2. ブラジル入国時登録	31
4.3. 永久就労または一時就労用の準備旅行	31
4.4. 配偶者および子女の労働	31

4.5. 外国人用労働手帳	31
4.6. ブラジルにおける外国人就労	32
4.6.1. 永住ビザを所持する外国人	32
4.6.2. 就労用一時ビザを所持する専門家	32
5. 知的所有権.....	33
5.1. 概観	33
5.2. 商標	33
5.2.1. 有効期間	33
5.2.2. 登録権者の義務	33
5.2.3. 手続	33
5.3. 特許	34
5.3.1. 事前調査	34
5.3.2. 有効期間	34
5.3.3. 登録権者の義務	34
5.3.4. 手続	35
5.3.5. 特許出願	35
5.4. 技術移転契約	36
5.5. フランチャイズ	36
6. ブラジル経済指標.....	37
6.1. 国内総生産(GDP)	37
6.2. インフレ指数	37
6.3. 金利率	37
6.4. 為替換算率	38
6.5. ブラジル向け外国直接投資	38
7. 情報科学産業.....	39
7.1. 序言	39
7.2. 租税	39
7.3. ソフトウェアの登録	39
7.4. 新情報科学法	40
7.4.1. 序言	40
7.4.2. 主な特徴	40
7.4.3. 恩典	41
7.4.4. 情報科学と自動化に関わる物とサービス	41
8. 反トラスト法規.....	42
8.1. 目的	42
8.2. 侵害	42

8.3. 刑罰	42
9. 環境法規	44
9.1. 国の環境政策	44
9.2. 現実的または潜在的に汚染源である活動に対する認可制度	44
9.3. 環境に対する犯罪	45
9.3.1. 動物相に対する犯罪	45
9.3.2. 植物相に対する犯罪	47
9.3.3. 汚染その他の環境犯罪	47
9.3.4. 公共の秩序と文化財に対する犯罪	48
9.3.5. 環境行政に対する犯罪	48
9.4. 品質証明	49
10. 消費者の権利	50
10.1 序言	50
10.2 消費者の基本的権利	50
10.3. 製品とサービスの品質	50
10.4. 製品またはサービスに対する責任	50
10.5. クレームの権利	51
10.6. 宣伝広告	51
10.7. 刑罰の対象となる違反	51
11. 入札	53
11.1 一般基準	53
11.2. 入札の免除	54
11.3. 入札の不要性	55
11.4. 入札方式	55
11.4.1. 入札のタイプ	56
11.5. 管理手順	56
11.5.1. 公示に対する異議申立て	57
11.5.2. 國際競争入札	57
11.5.3. 申込みの取下げ	57
11.5.4. 実行不可能な申込み	57
11.5.5. 規定されていない利点	57
11.5.6. 調査の促進	57
11.6. 運営契約	58
11.6.1. 契約の存続期間	58
11.6.2. 契約の変更	58
11.6.3. 契約の解除	58
11.6.4. 契約業者の賠償	59

11.6.5. 行政上の制裁	59
11.6.6. 入札に関わる犯罪と不履行	59
11.7. 利用者の権利と義務	60
11.8. オンライン入札	60
11.8.1. 連邦政府で	61
11.8.1.1. 登記方法	61
11.8.1.2. オンライン・プレゴンの参加方法	61
12. 融資.....	63
12.1. 序言	63
12.2. 零細・小・中企業に対する BNDES の融資	63
12.2.1. 企業規模の分類	63
12.2.2. 投資／融資対象	64
12.3. 融資ライン	64
12.3.1. BNDES オートマティック	64
12.3.2. FINAME (機械・機器融資—Financiamento de Máquinas e Equipamentos)	65
12.3.3. BNDES-exim	66
12.4. その他の融資	67
12.5. 保証	67
12.6. 融資の申請	67
13. 文化奨励策.....	68
13.1. 連邦レベルでの奨励策	68
13.1.1. 恩恵	68
13.1.1.1. 資金移転協定	68
13.1.1.2. ルアネット (Rouanet) 法	68
13.1.1.3. 視聴覚作品法	70
13.1.1.4. 旅行チケットの供与	71
13.1.1.5. 返済を要する貸付金	72
13.1.1.6. “ヴィルトゥオーゼ” (Virtuose) 奨学金	72
13.1.1.7. 楽器の寄贈	73
13.1.2. 寄付の方法	73
13.1.2.1. 自然人	73
13.1.2.2. 法人	74
14. 付属資料	75
14.1. 補足文書	75
14.1.1. 簡易形態型企業	75
14.1.1.1. 零細企業	75

14.1.1.2. 小企業.....	76
14.2. 第13章に関する連絡先リスト	76
14.2.1. 担当局.....	76
14.2.2. 地方代表部.....	78
14.3. サイズ換算表 － 衣類および履物	79
15. ブラジル投資に関する主要機関の連絡先.....	80
15.1. 日本において.....	80
15.2. ブラジルにおいて.....	82

1. 外国資本

1.1. 概観

外国資本とは、物とサービスの生産にあてるためブラジルに持ち込まれる物品、機械および設備、ならびに経済的活動に投資する目的でブラジルに持ち込まれる財務・金融資産であるが、条件としてこれらは国外に居住するか本籍を有する、若しくは本社を置く自然人または法人に属するものでなければならない。

1.2. 外国資本の登録方法

外国投資の受入れ企業は、先ずブラジル中央銀行の情報処理部にて登記を済ませ、パスワードを受け取り、外国直接投資の電子申告登録を行わなければならぬ。2000年9月4日以来、ブラジル中央銀行は、インターネットによる登録しか受け付けていない(アドレス：www.bcb.gov.br)。

パスワードの発行には、資格申請書 (*Solicitação de Credenciamento*) に必要事項を記入し、法定代表者が署名しあつその署名に認証を取り、署名者の権限を証明する書類 (会社設立契約、定款、署名者に権限を付与する旨を記載した会社の総会もしくは持分所有者会議の議事録、および場合により委任状) を添えて提出することが必要である。

この手続を終えた後、ブラジル中央銀行のサイトにアクセスし、「Sisbacen-Informática」¹の「Acesso ao Sisbacen」²して「PASCW10-Sisbacen via VPN」というプログラムをダウンロードし、それを実行する。このプログラムを用いれば外国資本の登録ができる。この操作の後、登録識別番号が発行されるので、その番号を持ってブラジル中央銀行へ赴いて為替契約を結ぶことができる。

1.3. 利益送金

利益の分配とそれに伴う対外送金には制限がない。1996年1月10日以降に発生した利益は、源泉所得税が免除されている。利益送金は、上記のプログラム「PASCW10」を使ってインターネット上で申告しなければならない。送金者はこの申告を行って、画面上で発行される認証番号を持って、ブラジル中央銀行へ赴く。

¹ 「Sisbacen-Informática」：Sisbacen とは Sistema do Banco Central do Brasil のことで、直訳すれば「ブラジル中央銀行システム - 情報処理」となるが、これは画面上のオプションの固有名前である為、このまま使用。

² 「Acesso ao Sisbacen」：「ブラジル中央銀行システムにアクセス」の意味。上記“1.”と同じ理由により、そのまま使用。

1.4. 利益の再投資

投資家が利益を国外に送金する代わりに再投資を選択する場合、それらの利益を(当時の投資の場合と同様にインターネットを通じて)外国資本として登録することができる。こうしておけば、将来、資本分配の際に税務計算上のベース額が上がる。

1.5. 本国送還

ブラジル中央銀行に登録されている外国資本は、いつでも本国送還することができ、そのためには、いかなる種類の事前許可も必要とされない。登録金額を超える資本の送還は、外国投資家の資本利得と見なされ、15パーセントの税率で源泉徴収対象とされる。

資本の本国送還の場合、ブラジル中央銀行は資産残高を基にして対象企業の流動資産を審査する。流動資産がマイナスとなれば、ブラジル中央銀行は投資の希釈化があったと見なし、判明したマイナス結果に比例する金額の本国送還を不許可とすることができます。

1.6. 対外送金に対する制限

利益送金、資本の本国送還および再投資登録は、すべて外国投資の名目で登録された金額を基に行われる所以、相当する金額がブラジル中央銀行に登録されていない場合には、国外向けの送金が制限を受ける可能性がある。

情報源: ブラジル中央銀行

2. 企業の開業方法

2.1. 企業開業の法的形態

個人企業家型企業 (Empresário) : 物やサービスの生産または流通のために組織的な経済活動を職業として行う者をエンプレザリオ (個人企業家) と見なす。この形態での企業は 1 人の人間によって設立され、その者の名前を企業名とし、その企業のすべての行為に対する責任をその者が負う。この種の法人は、工業、商業およびサービス業に用いられるが、科学、文学または芸術に関わる知的職業の営みを対象とはできない。

簡易形態型会社 (Sociedade Simples – S/S) : 簡易形態型会社は、企業活動を行わない若しくはその目的を科学、文学または芸術に関わる知的職業の営み (その職業の営みが企業要素を持たない場合を除く) とする団体や協同組合が用いる形態である。簡易形態型会社は、法人民事登記所 (Cartório de Registro Civil de Pessoas Jurídicas) に自社の書類を登記する。この種の会社においては、会社の資産が債務を弁済するのに十分でない場合、共同経営者 (sócios) はその債務に対し補充的に責任を負う。

有限会社 (Sociedade Limitada - LTDA) : この法的形態の企業の設立には、2 人以上の出資者が必要である。企業型団体 (Sociedade Empresária) の形で設立されるが、補足的に、株式会社 (Sociedade Anônima) に適用される規定によって、また会社設立契約書 (contrato social) を省く場合には簡易形態型会社に適用される規則によって運営することができる。有限会社は、商業、工業およびサービス業を営むことができ、会社設立契約書は商業登記所 (Junta Comercial) にて登記する。持分 (quotas) は、各出資者の会社資本に対する負担率を表すものであり、出資者の責任は自己の持分の価値に限定される。

株式会社 (Sociedade Anônima – S/A) : この法的形態に基づく企業を設立するには、2 人以上の株主 (共同経営者) が必要である。株主の責任は、引受け済み株式または取得済み株式の発行価格に限定される。会社の資本金は株式によって分割され、企業は必然的に営利目的を持たなければならない。会社の目的の如何にかかわらず、必ず商業的団体 (sociedade mercantil) と見なされる。開業の際は、事業の経済・財務的フィージビリティースタディー、会社定款の草案および会社の基盤に関する情報並びに事業成功の見通しの根拠を示した目論見書を提出する必要がある。会社資本金は、現金または評価可能な資産で構成することができる。

会社は、自社が発行する有価証券が、証券取引所または店頭取引において取引が認められているか否かによって、公開株式会社または閉鎖株式会社と見なさ

れる。公開株式会社は、自社の株式を証券取引所で取引し、閉鎖株式会社は金融機関で取引する。公開株式会社は、規制・監督権限を有する連邦の独立行政機関である証券取引委員会 (CVM) に登録されていなければならない。これら2つの様態の会社は、商業登記所に登録する必要がある。

協同組合 (Cooperativa)：協同組合は、民主的で集団的な団体の創設を通じて自発的に団結する 20 人以上の者によって、簡易形態型会社の様態で設立される。協同組合が他の種類の会社と異なるのは、人間の連合であると同時に 1 つの事業でもあり、そこでは組合員自身が企業のオーナーであるという点である。協同組合の専門家のサービスを依頼したい企業は、どの分野であるかにかかわらず、その部門の協同組合に直接要請することができる。

2.2. 企業の登録方法

2.2.1. 個人企業家型企業 (Empresário)

個人企業家型企業の開業手続に必要となる書類と手数料、およびそれぞれの提出・納付先機関は下記の通りである。手続業務に対する手数料の金額については、それぞれの担当機関に直接確認する必要がある。販売帳簿 (livros fiscais) も含め手続に必要な用紙の大部分は、文房具店で購入することができる。

企業の開業手続の中には、インターネットで処理できるものもある。連邦国税庁 (Receita Federal) のサイトでは、プログラム「CNPJ」をダウンロードすることができ、これを使えば様々な関係書類の記入を電子処理することができる。また、商業登記所のサイトでは、企業の開業に必要ないくつかの書類に必要事項を記入することのできるソフトウェアがダウンロードできる。

ステップ 1

所轄機関：

商業登記所 (Junta Comercial)

必要な書類と手続：

- 調査依頼書 (Pedido de Busca) の用紙を用いて、企業名の調査を要請する。
- 個人会社 (Firma Individual) の用紙 (4 通) に必要事項を記入する。
- 個人会社の設立に適した登記所標準申請書 (Requerimento Padrão da Junta) (青色表紙) と受理書に必要事項を記入する。
- 企業が次の態様のいずれに該当するかによって、零細企業該当通知書 (Comunicação de Enquadramento como Microempresa) または小規模企業該当通知書

(Comunicação de Enquadramento como Empresa de Pequeno Porte) 3通に必要事項を記入する。

- 登記カード 1型 (Ficha de Cadastro Modelo 1) 3通に必要事項を記入する。
- 企業の名義人となる人の自然人登録証 (CPF) 及び身分証明書 (RG) の認証済み写し 2通を持参する。
- 住所証明 (企業の本社の IPTU [都市不動産税] 納付書) の表・裏を持参する。
- 手数料を銀行で支払う (GARE [州徴収書] 370-0号および DARF [連邦国税庁徴収書] 6621号を使用。手数料金額は商業登記所に問い合わせる)。

ステップ 2

所轄機関 :

連邦国税庁 (Receita Federal)

必要な書類と手続 :

- 国家法人登記簿 (Cadastro Nacional de Pessoa Jurídica - CNPJ) への登記を申請するため、申請基本書類 (Documento Básico de Entrada - DBE) 2通に必要事項を記入し、企業の法定代表者が署名の上、その署名に認証を取る。尚、この書類は、連邦国税庁が提供する “CNPJ プログラム” によって自動的に発行される。
- 連邦国税庁が提供する CNPJ プログラムを使って、法人登記カード (Ficha Cadastral da Pessoa Jurídica - FCPJ) と法人補足カード (Ficha Complementar de Pessoa Jurídica - FC) に必要事項を入力し、フロッピーディスクに保存して持参。
- 申請基本書類 (DBE) に代理人が署名する場合、委任状の認証済み写し 1通を添付するか、原本を添えた写し 1通を添付する。この場合、法人登記カード (FCPJ) には、責任者の自然人登録証 (CPF) 番号を記入する。
- 所管機関に然るべく登録された企業の設立証書 (ato constitutivo)／決議証書 (ato deliberativo) の原本または認証済み写し 1通を持参する。
- 出資者の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し 1通を持参する。
- 出資者の住所証明の認証済み写し 1通を持参する。
- 企業本社の IPTU [都市不動産税] 納付書の認証済み写し 1通を持参する。
- 出資者の過去 5 年度分の確定申告 (Declarações de Imposto de Renda) の提出証明を持参する。出資者が法律によって確定申告の提出義務を負わない場合、署名に認証を取った形で課税免除申告書 (Declarações de Isenção) を提出しなければならない。
- 手数料を銀行で支払う (DARF 6621号)。

ステップ 3

所管機関 :

財務局 (Secretaria da Fazenda)

必要な書類と手続 :

- 登記申告書 (Declaração Cadastral - DECA) 5通に必要事項を記入する。
- 経済活動分類申告書 (Declaração para Codificação de Atividade Econômica - DECAE) に必要事項を記入する。
- 経済活動分類申告書 (DECAE) に付随する分類シート (Folha de Codificação) に必要事項を記入する。
- 名義人の納税者証 (CIC) と身分証明書 (RG) の認証済み写し (裏と表) 1通を持参する。
- 商業登記所にて登録されているすべての書類を持参する。
- 販売帳簿 1型 (工業) および 1A型 (商業) を持参する。
- 企業本社の IPTU [都市不動産税] 納付書 (基準年度) の認証済み写し (裏と表) 1通を持参する。
- 公証役場に登録されている賃貸借契約書または不動産所有証明書の認証済み写し 1通を持参する。
- 企業名義人の居住証明の原本を持参する。
- 登記料を銀行で支払う (GARE-DR 167-3 号を使用。手数料金額は財務局に問い合わせる)。

ステップ4

所轄機関 :

市役所 (Prefeitura Municipal)

必要な書類と手続 :

- 登記データ票 (Guia de Dados Cadastrais) 2通に必要事項を記入して、動産納税者登記簿 (Cadastro de Contribuinte Mobiliário - CCM) を取得する。
- 国家法人登記簿 (CNPJ) の原本および写し各 1通を持参する。
- 登録済みの会社設立契約書の原本と写し 1通を持参する。
- 名義人の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し各 1通を持参する。
- 企業本社の IPTU [都市不動産税] 納付書 (基準年度) の認証済み写し (裏と表) 1通を持参する。
- 公証役場に登録されている、本社が所在する不動産の賃貸借契約書の認証済み写し 1通を持参する。
- 販売帳簿 51型と 57型を持参する。
- 零細企業申告書 (Declaração de Microempresa) に必要事項を記入する (企業がこの形態に該当する場合)。

- 動産納税者登記簿 (CCM) の交付に当り、市役所は、立地設置営業の監査料 (Taxa de Fiscalização de Localização, Instalação e Funcionamento – TLIF) の支払票 (Guia para Pagamento) を発行する。
- 前項の書類を入手したら、市役所に営業免許 (Alvará de Funcionamento) を申請する。

2.2.2. 簡易形態型会社 (Sociedade Simples – S/S)

簡易形態型会社の開業手続に必要となる書類と手数料、およびそれぞれの提出・納付先機関は下記の通りである。手続業務に対する手数料の金額については、それぞれの担当機関に直接確認する必要がある。販売帳簿 (livros fiscais) も含め手続に必要な用紙の大部分は、文房具店で購入することができる。

企業の開業手続の中には、インターネットで処理できるものもある。連邦国税庁 (Receita Federal) のサイトでは、プログラム「CNPJ」をダウンロードすることができ、これを使えば様々な関係書類の記入を電子処理することができる。

ステップ 1

所轄機関 :

法人民事登記所 (Cartório de Registro Civil de Pessoa Jurídica)

必要な書類と手続 :

- 会社名を選択し、調査を請求する (手数料の支払が必要)。
- 会社設立契約書 (4通一出資者と立会人が全ページに略署し、また、署名には公証役場の認証をとったもの)。
- 営まれる活動が有資格専門家 (例 : 弁護士) の存在を必要とする場合、会社設立契約書を法人登記所 (Cartório de Registro da Pessoa Jurídica) へ持っていく前に、地方業務分野審議会 (Conselho Regional da Categoria) の公認を求めなければならない (弁護士の例では、ブラジル弁護士会 - OAB)。
- 出資者の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し各 1通。
- 出資者の住所証明の認証済み写し 1通。
- 会社資本の公開のため、公証役場が徴収する手数料。

ステップ 2

所轄機関 :

連邦国税庁 (Receita Federal)

必要な書類と手続 :

- 国家法人登記簿 (CNPJ) への登録を申請するための申請基本書類 (DBE) 2通に必要事項を記入して、企業の法定代表者が署名する (署名には認証を取る)。尚、この書類は、連邦国税庁が提供する “CNPJ プログラム” によって自動的に発行される。
- 登録されている会社設立契約書(原本と認証済み写し 1 通)。
- 出資者の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し各 1 通。
- 出資者の住所証明の認証済み写し 1 通。
- 連邦国税庁が提供する CNPJ プログラムを使って、法人登記カード (FCPJ) 、出資者一覧表 (Quadro de Sócios) および法人補足カード (FC) に必要事項を入力し、フロッピーディスクに保存して持参。
- 出資者の過去 5 年度分の確定申告 (Declarações de Imposto de Renda) の提出証明を持参する。出資者が法律によって確定申告の提出義務を負わない場合、署名に認証を取った形で課税免除申告書 (Declarações de Isenção) を提出しなければならない。
- 企業本社の IPTU [都市不動産税] 納付書の認証済み写し 1 通。
- 銀行での手数料の支払い (DARF 6621 号を使用)。

ステップ 3

所轄機関 :

市役所 (Prefeitura Municipal)

必要な書類と手続 :

- 動産納税者登記簿 (CCM) を取得するため、登記データ票 2 通に必要事項を記入する。
- 国家法人登記簿 (CNPJ) の原本と写し 1 通。
- 登録済みの会社設立契約書の原本と写し 1 通。
- 出資者の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し各 1 通。
- 企業本社の IPTU [都市不動産税] 納付書 (基準年度) の認証済み写し (裏と表) 1 通を持参する。
- 公証役場にて登録している、本社が所在する不動産の賃貸借契約書の認証済み写し 1 通を持参する。
- 販売帳簿 51 型および 57 型。
- 動産納税者登記簿 (CCM) の交付に当り、市役所は立地設置営業の監査料 (TLIF) の支払票を発行する。
- 前項の書類を入手したら、市役所に営業免許を申請する。

2.2.3. 有限会社 (Sociedade Limitada - LTDA)

有限会社の開業手続に必要となる書類と手数料、およびそれぞれの提出・納付先機関は下記の通りである。手続業務に対する手数料の金額については、それぞれの担当機関に直接確認する必要がある。販売帳簿 (*livros fiscais*) も含め手続に必要な用紙の大部分は、文房具店で購入することができる。

開業手続の中には、インターネットで処理できるものもある。連邦国税庁 (Receita Federal) のサイトでは、プログラム「CNPJ」をダウンロードすることができ、これを使えば様々な関係書類の記入を電子処理することができる。また、商業登記所のサイトでは、企業の開業に必要ないくつかの書類に必要事項を記入することのできるソフトウェアがダウンロードできる。

ステップ 1

所轄機関 :

商業登記所 (Junta Comercial)

必要な書類と手続 :

- 調査依頼の用紙を用いて企業名の調査を申請する(手数料の支払が必要)。
- すべてのページに出資者と立会人が略署し、弁護士の認証を取った会社設立契約書 3 通を用意する。
- 登録カード 1 型 2 通に、設立する会社のデータに基づいて必要事項を記入する。
- 出資者、支配人、受任者および／または代理人の各々につき、登録カード 2 型 2 通に必要事項を記入する。
- 登記所標準申請書(茶色の表紙) および受理書に必要事項を記入する。
- 零細企業該当通知書または小企業該当通知書 3 通に必要事項を記入する(企業がこれら 2 つの型の何れに該当するかによる)。
- 登記カード 2 型に必要事項を記入した出資者およびその他自然人の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し 1 通を持参する。
- 出資者の住所証明の認証済み写し 1 通を持参する。
- 企業本社が所在する不動産の IPTU [都市不動産税] 納付書の認証済み写し 1 通を持参する。
- GARE 370-0 号および DARF 6621 号を用いて、手数料の支払を銀行で行う。手数料金額は商業登記所に問い合わせる。

ステップ 2

所轄機関 :

連邦国税庁 (Receita Federal)

必要な書類と手続 :

- 国家法人登記簿 (Cadastro Nacional de Pessoa Jurídica - CNPJ) への登記を申請するため、申請基本書類 (Documento Básico de Entrada - DBE) 2通に必要事項を記入し、企業の法定代表者が署名の上、その署名に認証を取る。尚、この書類は、連邦国税庁が提供する “CNPJ プログラム” によって自動的に発行される。
- 連邦国税庁が提供する CNPJ プログラムを使って、法人登記カード (FCPJ) 、出資者・経営者一覧表 (Quadro de Sócios ou Administradores – QSA) および法人補足カード (FC) に必要事項を入力し、フロッピーディスクに保存して持参。
- 申請基本書類 (DBE) に代理人が署名する場合、委任状の認証済み写し 1通を添付するか、原本を添えた写し 1通を添付する。この場合、法人登記カード (FCPJ) には、責任者の自然人登録証 (CPF) 番号を記入する。
- 国外に居住する若しくは本籍を有する出資者は、自らをブラジル国内で代理する権限を付与した委任状の認証済み写し 1通、または原本を添えた写し 1通を提出しなければならない。ただし、国外において委任行為がおこなわれた場合には、委任者の民事上の本籍 (domicílio civil) を管轄するブラジル領事館の承認および公証翻訳人による翻訳が必要となる。
- 所管機関に然るべく登録された設立証書／決議証書の原本または認証済み写し 1通を持参する。
- 出資者の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し 1通を持参する。
- 出資者の住所証明の認証済み写し 1通を持参する。
- 企業の本社の、IPTU [都市不動産税] 納付書の認証済み写し 1通を持参する。
- 出資者の過去 5 年度分の確定申告 (Declarações de Imposto de Renda) の提出証明を持参する。出資者が法律によって確定申告の提出義務を負わない場合、署名に認証を取った形で課税免除申告書 (Declarações de Isenção) を提出しなければならない。
- 手数料を銀行で支払う (DARF 6621 号を用いる)。

ステップ 3

所轄機関 :

財務局 (Secretaria da Fazenda)

必要な書類と手続 :

- 登記申告書 (DECA) 5 通に必要事項を記入する。
- 経済活動分類申告書 (DECAE) に必要事項を記入する。
- 経済活動分類申告書 (DECAE) に付随する分類シートに必要事項を記入する。
- 販売帳簿 6 型を持参する。

- 商業登記所に登録されている会社設立契約 (原本と認証済み写し 1通) を持参する。
- 国家法人登記簿 (CNPJ) の原本または写し 1通を持参する。
- 出資者の身分証明書 (RG) と自然人登録証 (CPF) の認証済み写し各 1通を持参する。
- 出資者の住所証明の認証済み写し 1通を持参する。
- 企業の本社の、IPTU [都市不動産税] 納付書または公証役場に登録されている賃貸借契約書の認証済み写し 1通を持参する。
- 営業活動が食料品の小売業である場合、衛生監視免許 (Alvará da Vigilância Sanitária) を準備する。
- 工業の場合、環境衛生技術公社 (Companhia de Tecnologia de Saneamento Ambiental - Cetesb) の許可証を準備する。
- 登記料を銀行で支払う (DARF-DR 167-3 号)。

ステップ4

所轄機関 :

市役所 (Prefeitura Municipal)

必要な書類と手続 :

- 動産納税者登記簿 (CCM) を取得するため、登記データ票 2通に必要事項を記入する。
- 国家法人登記簿 (CNPJ) の原本と写し 1通を持参する。
- 登録済みの会社設立契約書の原本と写し 1通を持参する。
- 出資者の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し各 1通を持参する。
- 企業本社の IPTU [都市不動産税] 納付書 (基準年度) の認証済み写し (裏と表) 1通を持参する。
- 公証役場に登録されている、本社が所在する不動産の賃貸借契約書の認証済み写し 1通を持参する。
- 販売帳簿 51型および 57型を持参する。
- 動産納税者登記簿 (CCM) の交付に当り、市役所は立地設置営業の監査料 (TLIF) の支払票を発行する。
- 前項の書類を入手したら、市役所に営業免許を申請する。

2.2.4. 株式会社 (Sociedade Anônima – S/A)

株式会社の開業手続に必要となる書類と手数料、およびそれぞれの提出・納付先機関は下記の通りである。手続業務に対する手数料の金額については、それぞれの担当機関に直接確認する必要がある。販売帳簿 (livros fiscais) も含め手続に必要な用紙の大部分は、文房具店で購入することができる。

開業手続の中には、インターネットで処理できるものもある。連邦国税庁(Receita Federal)のサイトでは、プログラム「CNPJ」をダウンロードすることができ、これを使えば様々な関係書類の記入を電子処理することができる。また、商業登記所のサイトでは、企業の開業に必要ないいくつかの書類に必要事項を記入することのできるソフトウェアがダウンロードできる。

ステップ1

所轄機関：

商業登記所 (Junta Comercial)

必要な書類と手続：

- 調査依頼の用紙を用いて、企業名の調査を請求する(手数料の支払が必要)。
- すべてのページに出資者と立会人が略署し、弁護士の認証を取った設立証書(Ata de Constituição)3通を用意する。
- 株式会社の設立証書に定款(Estatuto)を添付する。
- 登記カード1型2通に、設立予定の企業のデータに基づいて必要事項を記入する。
- 各株主について、登記カード2型2通に必要事項を記入する。
- 登記所標準申請書(茶色の表紙)と受理書に必要事項を記入する。
- 登記カード2型に必要事項を記入する出資者およびその他自然人の自然人登録証(CPF)と身分証明書(RG)の認証済み写し各1通を持参する。
- 出資者の住所証明の認証済み写し1通を持参する。
- 企業の本社の、建物の IPTU [都市不動産税] 納付書の認証済み写し1通を持参する。
- GARE 370-0号と DARF 6621号を使って手数料を銀行で支払う。金額は商業登記所に問い合わせる。

ステップ2

所轄機関：

連邦国税庁(Receita Federal)

必要な書類と手続：

- 国家法人登記簿(Cadastro Nacional de Pessoa Jurídica - CNPJ)への登記を申請するため、申請基本書類(Documento Básico de Entrada - DBE)2通に必要事項を記入し、企業の法定代表者が署名の上、その署名に認証を取る。尚、この書類は、連邦国税庁が提供する“CNPJプログラム”によって自動的に発行される。

- 連邦国税庁が提供する CNPJ プログラムを使って、法人登記カード (FCPJ) 、出資者・経営者一覧表 (QSA) および法人補足カード (FC) に必要事項を入力し、フロッピーディスクに保存して持参。
- 申請基本書類 (DBE) に代理人が署名する場合、委任状の認証済み写し 1 通を添付するか、原本を添えた写し 1 通を添付する。この場合、法人登記カード (FCPJ) には、責任者の自然人登録証 (CPF) 番号を記入する。
- 出資者管理者一覧表 (QSA) には、すべての取締役および経営者に加えて、投票権を有する主要株主を、12 名または議決権付き資本金の最低 51 パーセントを代表するグループに限定して列挙しなければならない。
- 国外に居住する若しくは本籍を有する出資者は、自らをブラジル国内で代理する権限を付与した委任状の認証済み写し 1 通、または原本を添えた写し 1 通を提出しなければならない。ただし、国外において委任行為がおこなわれた場合には、委任者の民事上の本籍 (domicilio civil) を管轄するブラジル領事館の承認および公証翻訳人による翻訳が必要となる。
- 所管機関に然るべく登録された設立証書／決議証書の原本または認証済み写し 1 通を持参する。
- 出資者の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し各 1 通を持参する。
- 出資者の住所証明の認証済み写し 1 通を持参する。
- 企業の本社の、IPTU [都市不動産税] 納付書の認証済み写し 1 通を持参する。
- 出資者の過去 5 年度分の確定申告 (Declarações de Imposto de Renda) の提出証明を持参する。出資者が法律によって確定申告の提出義務を負わない場合、署名に認証を取った形で課税免除申告書 (Declarações de Isenção) を提出しなければならない。
- 手数料を銀行で支払う (DARF 6621 号を用いる)。

ステップ 3

所轄機関 :

財務局 (Secretaria da Fazenda)

必要な書類と手続 :

- 登記申告書 (DECA) 5 通に必要事項を記入する。
- 経済活動分類申告書 (DECAE) に必要事項を記入する。
- 経済活動分類申告書 (DECAE) に付随する分類シートに必要事項を記入する。
- 販売帳簿 6 型を持参する。
- 商業登記所に登録されている会社設立契約（原本と認証済み写し 1 通）を持参する。
- 国家法人登記簿 (CNPJ) の原本と写し 1 通を持参する。
- 出資者の身分証明書 (RG) と自然人登録証 (CPF) の認証済み写し各 1 通を持参する。

- 出資者の住所証明の認証済み写し 1通を持参する。
- 企業の本社の、 IPTU [都市不動産税] 納付書または公証役場に登録されている賃貸借契約書の認証済み写し 1通を持参する。
- 活動が食料品の小売業である場合には、衛生監視免許 (Alvará de Vigilância Sanitária) を用意する。
- 工業の場合、環境衛生技術公社 (Companhia de Tecnologia de Saneamento Ambiental - Cetesb) の許可証を準備する。
- 登記手数料を銀行で支払う (DARE-DR 167-3 号を用いる)。

ステップ 4

所轄機関 : -

市役所 (Prefeitura Municipal)

必要な書類と手続 :

- 動産納税者登記簿 (CCM) を取得するため、登記データ票 2通に必要事項を記入する。
- 国家法人登記簿 (CNPJ) の原本と写し 1通を持参する。
- 登録済みの会社設立契約の原本と写し 1通を持参する。
- 出資者の自然人登録証 (CPF) と身分証明書 (RG) の認証済み写し各 1通を持参する。
- 企業本社の IPTU [都市不動産税] 納付書 (基準年度) の認証済み写し (裏と表) 1通を持参する。
- 公証役場に登録されている、本社が所在する不動産の賃貸借契約書の認証済み写し 1通を持参する。
- 販売帳簿 51型および 57型を持参する。
- 動産納税者登記簿 (CCM) の交付に当り、市役所は立地設置営業の監査料 (TLIF) の支払票を発行する。
- 前項の書類を入手したら、市役所に営業免許を申請する。

2.2.5. 協同組合 (Cooperativa)

協同組合の開業手続に必要となる書類と手数料、およびそれぞれの提出・納付先機関は下記の通りである。手続業務に対する手数料の金額については、それぞれの担当機関に直接確認する必要がある。販売帳簿 (livros fiscais) も含め手続に必要な用紙の大部分は、文房具店で購入することができる。

企業の開業手続の中には、インターネットで処理できるものもある。連邦国税庁 (Receita Federal) のサイトでは、プログラム「CNPJ」をダウンロードすることができ、これを使えば様々な関係書類の記入を電子処理することができる。

また、商業登記所のサイトでは、企業の開業に必要ないくつかの書類に必要事項を記入することのできるソフトウェアがダウンロードできる。

ステップ1

所轄機関：

商業登記所 (Junta Comercial)

必要な書類と手続：

- 調査依頼の用紙を用いて、企業の名前の調査を申請する。
- 茶色の表紙の用紙に必要事項を記入する。
- 会社定款の写し 3通を持参する。
- 設立する協同組合のデータに基づいて、登記カード 1型 2通に必要事項を記入する。
- 経営審議会および／または取締役会の各メンバーにつき、登記カード 2型 2通に必要事項を記入する。
- 経営審議会および／または取締役会の各メンバーの身分証明書の認証済み写し各 1通を持参する。
- 議事録の本文に記載されていない場合には、経営審議会および／または取締役会の各メンバーにつき、刑事上の支障が存在しない旨の宣言書 (declaração de desimpedimento criminal) を持参する。
- 手数料を銀行で支払う (GARE 370-0 号および DARF 6621 号を使用する一手数料金額は商業登記所に問い合わせる)。

ステップ2

所轄機関：

連邦国税庁 (Receita Federal)

必要な書類と手続：

- 国家法人登記簿 (Cadastro Nacional de Pessoa Jurídica - CNPJ) への登記を申請するため、申請基本書類 (Documento Básico de Entrada - DBE) 2通に必要事項を記入し、企業の法定代表者が署名の上、その署名に認証を取る。尚、この書類は、連邦国税庁が提供する “CNPJ プログラム” によって自動的に発行される。
- 連邦国税庁が提供する CNPJ プログラムを使って、法人登記カード (FCPJ) および法人補足カード (FC) に必要事項を入力し、フロッピーディスクに保存して持参。

- 申請基本書類 (DBE) に代理人が署名する場合、委任状の認証済み写し 1 通を添付するか、原本を添えた写し 1 通を添付する。この場合、法人登記カード (FCPJ) には、責任者の自然人登録証 (CPF) 番号を記入する。
- 所管機関に然るべく登録された企業の設立証書／決議証書の原本または認証済みの写し 1 通を持参する。
- 商業登記所に登録されている発起人総会議事録または公正証書を持参する。
- 商業登記所に登録されている議事録または公正証書に転記されている場合を除き、定款を持参する。

ステップ 3

所轄機関：

州協同組合団体 (Organização das Cooperativas do Estado)

必要な書類と手続：

- 必要事項を記入した申請書、登記カード (Ficha Cadastral) および名簿 (Lista Nominativa) を持参する。

2.3. 不動産選びにおけるトラブルの回避方法

- 不動産登記所 (Cartório de Registro de Imóveis) で当該不動産の合法性を調べる。
- 市役所に対する IPTU [都市不動産税] の滞納があるか否かを調べる。
- 不動産の賃借を選択する場合、賃貸借契約書を作成して、法人民事登記所に登記する。
- 企業の本社用として選んだ場所では、意図する活動を営むことが許可されるか否かを市役所で調べる。
- 企業が出資者自身の住居で運営される場合、法律が定める次の点に注意すること。
1) 企業の運営は、居住部分 (小家屋、ガレージ等) から独立した場所で行われなければならない、
2) 住宅と企業との間には物理的な連絡通路が存在しない旨の宣言書を市役所に提出する必要がある、
3) 居住部分と企業所在部分を示す略図または平面図を提出すること。

2.4. 営業許可証の取得方法

関連法規によれば、市役所が交付する営業許可証を予め取得していかなければ、いかなる不動産も、工業、商業またはサービス業を設営・営業するために、占有または利用することができない。営業許可証書 (Auto de Licença de Funcionamento) の交付には、下記書類の提出が必要である。

- 当該不動産が提出した合法証明書類と一致したものであり、かつ衛生的で居住性を備えた状態にある旨の宣言書。

- 当該不動産の IPTU [都市不動産税]。この不動産は必ず商業用のものでなければならない。
- 動産納税者登記簿(CCM)の写し 1通。
- 立地設置営業の監査料(TLIF)。
- 建築物許可証(Habite-se)。
- この他、次のものが要求されることがある。衛生工学認可証(Aprovação da Engenharia Sanitária)、Cetesh(環境衛生技術公社)の営業許可証、消防署の最新の検査証、安全検査証書(Auto de Verificação de Segurança)、水槽・ポンプ設置許可証(Alvará de Instalação de Tanques e Bombas)。

3. 労働法

3.1. 雇用契約の種類

3.1.1. 臨時雇用契約 (Contrato temporário)

臨時労働とは、正規の常勤職員の一時的代替として、または業務の異常な増加に一時的に対応するために、自然人が企業に対して提供する労働のことである。期間を定めるのは雇用主側であり、1回のみ、前契約と同じかそれより短い期間で延長することができる。

臨時労働者の権利

臨時労働者には次の権利が保証される。

- 報酬は、サービスや顧客を引き受けるその企業の中で、同じカテゴリーの従業員が受ける額と同等のものを時間換算にて支払われ、いかなる場合においても、地方別最低賃金(2003年4月1日より1年間はR\$240.00)の受給が保証される。
- 1日の労働時間は8時間とし、2時間を超えない時間外労働に対しては2割増しの報酬が与えられる。
- 労働日数に比例した有給休暇(férias proporcionais)。
- 有給の週休。
- 夜間労働に対しては割増賃金。
- 正当な理由を欠く解約または正規の契約終了ではない解約に対しては、受け取った給料の12分の1に相当する補償。
- 労働者災害補償保険。
- 社会福祉基本法(Lei Orgânica da Previdência Social)の規定に基づく社会福祉保護。
- 労働社会福祉手帳(CTPS)への臨時雇用としての記載。

3.1.2. 定期雇用契約

これは開始日と終了日が予め定められている雇用契約であって、継続期間は最長2年間である。定期雇用契約の有効期間が終了した後に企業が同じ労働者と再度定期雇用契約を結びたい場合は、当該契約の終了日と新規定期契約の開始日まで6ヶ月間待たなければならない。これに反する場合、その契約は不定期契約と見なされることになる。

労働手帳には正規の記帳がなされ、契約の開始日と終了日、ならびにその延長期間が記載される。

- 報酬は、雇用主企業の中で同じカテゴリーの従業員が受ける額と同等のものを時間換算にて支払われ、いかなる場合においても、地方別最低賃金(2003年4月1日より1年間はR\$240.00)の受給が保証される。
- 従業員は、労働1ヶ月当たり12分の1の割合で13ヶ月目給与を受け取る権利がある。
- 休暇の権利は、不定期雇用契約の場合と同じである。一般的にこうした契約は短期または中期のものであるので、従業員は、契約の終了時に労働日数に比例した休暇プラスその3分の1の割増しを受け取る。
- 妊娠している女性従業員、組合指導者(補欠者も含む)、事故防止社内委員会(Comissão Interna de Prevenção de Acidente - CIPA)の執行部メンバーである従業員および事故発生の際の被災従業員の雇用の安定は暫定的に保証される。上記の雇用の安定は、契約有効期間の終了時に消滅する。
- 新法に基づく定期契約の勤務期間は、年金(aposentadoria)に関する計算に加算される。その他の福祉に関する権利も保証される。
- 勤続年限保証基金(Fundo de Garantia por Tempo de Serviço - FGTS)は、毎月8パーセントの計算で積み立てられる。

3.1.3. 不定期雇用契約

不定期雇用契約は、一般的に従業員を雇用するために用いられる契約の種類である。また、定期契約が、6ヶ月の待機期間をおかずして更新される場合にも発生する。

不定期契約労働者の権利

- 最低賃金。
- 週44時間までの労働。
- 賃金の減額不可性(irredutibilidade salarial)。
- 失業保険。
- 13ヶ月目給与(ボーナス)。
- 利益分配。
- 時間外労働割増手当。
- 年度有給休暇。
- 出産休暇。
- 父親出産休暇。
- 雇用契約解約予告。
- 年金。
- 労働災害補償保険。
- 勤続年限保証基金(FGTS)。
- 災害防止委員会(Comissão de Prevenções de Acidentes)のメンバー、労働災害を被った従業員および妊婦の暫定的な雇用の安定。

3.2. アワーバンク (Banco de Horas)

「アワーバンク」とは、より柔軟な時間外労働の補償制度のことであるが、これは協定または団体協約による承認を必要とする。企業側にとっては、自社の生産上の必要性や業務の需要に合わせて従業員の労働時間を調整することができ、すべての雇用形態に適用される制度である。

この制度は、例えば企業の業務が少ない時期に、賃金を減らすことなく、一定期間従業員の通常の勤務時間を減らし、その分の時間をクレジットとして残し、生産が増大したり業務が活発化した時に補償する為に活用することができる。ただしこれは、交渉可能な範囲を除き(協定または団体協約)、すべて120日以内に行われる必要がある。この制度が企業活動の繁忙期に開始される場合は、まず定期間労働時間は増大(1日の時間外労働は最長2時間)し、時間外労働に対して報酬は支払われない。その後、埋合せとしてその時間に相当する休暇を与えるか、超過時間が清算されるまで労働時間が短縮される。

この制度は、協定または団体協約で交渉された内容に従って調整できるが、1日の労働時間は常に10時間が限度であり、120日間で、規定週間労働時間の合計を超えることはできない。120日間ごとに、補償制度が再開され、新たな「アワーバンク」が形成される。

これに加えて、時間外労働の補償は、雇用契約の有効期限内に行わなければならぬ。すなわち、時間外労働の補償が行われることなく雇用契約(種類の如何を問わない)が解除された場合、従業員は、それらの労働時間に対して、協定または団体協約で定められた割増(通常労働時間の50パーセントを下回ってはならない)を加算して支払を受ける権利がある。

3.3. 労働・福祉関連の負担

国家社会保障院 (INSS)

雇用主：税率は多様で、最高は給与支給明細書総額の28.8パーセントである。
簡易型確定申告(SIMPLES)を選択した企業については、徴収されない。

従業員：(全企業に適用される規則)

次のものが控除される。

- 報酬がR\$468.47まで：7.65パーセント
- 報酬がR\$468.48からR\$600.00まで：8.65パーセント
- 報酬がR\$600.01からR\$780.78まで：9.00パーセント
- 報酬がR\$780.79以上：11.0パーセント

勤続年限保証基金 (FGTS)

税率は、各従業員に支払われる月給に対して 8 パーセント。

社会統合計画 (PIS)

税率は、総収入に対して 0.65 パーセント。簡易型確定申告 (SIMPLES) を選択した企業については、徵収されない。

組合費

従業員から差し引かれる分：毎年、1 日分の賃金。

雇用主から差し引かれる分：当該組合の累進税率表を参照。

雇用契約解約予告

1 か月分の給与に相当する金額。

取得期限が到来した休暇

従業員が休暇を取得する月の給与に 3 分の 1 の割増分を加算して前払いする。

労働日数に比例した有給休暇

入社日から 1 年間が終了するまで各月または 15 労働日を超える端数に対し、従業員の給与の 12 分の 1 とする。その後も引き続き同様に計算する。

13 ケ月目給与 (ボーナス)

1 ケ月分の賃金に相当する金額であって、その 50 パーセントを各年 11 月 20 日までに、残りの 50 パーセントを同年 12 月 20 日までに支払う。

労働日数に比例した 13 ケ月目給与 (比例ボーナス)

当該年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで各月または 15 労働日を超える端数に対し、従業員の給与の 12 分の 1 とする。

情報源 : 労働雇用省、社会福祉省および連邦貯蓄金庫 (Caixa Econômica Federal)

4. 外国人労働

ブラジルに仕事で滞在する必要のある外国人は、現行法に従って、ブラジル領事当局が要求する労働省の就労許可を取得する必要がある。

4.1. ビザの種類

4.1.1. 短期出張ビザ

短期出張ビザでブラジルに入国する者は、いかなる形の報酬も受けることができない。このビザは、申請者の居住地を管轄するブラジル領事館で取得することができるが、すべての国にとって必要であるわけではない。ビザの申請用紙には、旅行目的、ブラジル国内の取引先の氏名、住所および電話番号、入国日、出国予定日、およびブラジル滞在中の道義的・財務的責任に対する申請者の誓約を記載しなければならない。

このビザは、最初のブラジル入国日から 90 日間有効であり、この期間中は、ブラジルに繰返し入国することができる。失効前に、連邦警察で 3 ヶ月間延長することができる。

4.1.2. 就労用一時ビザ

就労を目的としてブラジルに入国する者に対しては他に数種類のビザがあるが、それらのビザを取得するには、ブラジル当局の就労許可 (Autorização de Trabalho) を取得しなければならない。申請が承認されれば、その許可は連邦官報で公示され、指定の領事館に通知される。その時点から、当該外国人はビザの交付を申請することができる。

4.1.3. 専門家用一時ビザ

このビザは、2 年間までの滞在予定でブラジルに入国する者に与えられるが、さらに 2 年間までの延長が可能である。このビザは、ブラジルに存在しない知識を必要とするブラジル企業で一時的に雇用される外国人に与えられる。

4.1.4. 外国人ジャーナリスト・ビザ

ブラジルで一時的に働いている外国人ジャーナリスト用のビザである。この場合、当該ジャーナリストは、ブラジルで賃金を受取ることができない。

4.1.5. 永久就労ビザ

外国企業の支店や子会社において取締役または支配人の職務に就いて働くため、
ブラジルに永続的に転任する者は永久就労ビザを申請することができる。この
場合企業は、最低 20 万米ドルの外国投資をブラジル中央銀行に登録していな
ければならない。一方、ブラジルで 4 年間にわたり一時ビザで就労した者は、
その勤務先がブラジル企業であるか外国企業であるかに拘わらず、永久ビザへ
の切換えを申請することができる。この申請は、企業側から法務省に対して行
わなければならない。現在ブラジルにおいて一時ビザで就労をしていない者の
ために永久就労許可を得るためにには、先ず、労働省に対して申請を行わなければ
ならない。

4.2. ブラジル入国時登録

ブラジルに居住する外国人、移民および就労の為に来る一時居住者（短期出張
を除く）は、ブラジルに到着後 30 日以内に連邦警察で登録を行い、旅券を提示
しなければならない。

4.3. 永久就労または一時就労用の準備旅行

就労許可および適切なビザを取得する前に、ブラジルにビジネスの為に入る必
要のある者は、短期出張ビザを申請することができる。ただし、これらの者は、
就労許可および適切なビザを取得するまではブラジルで報酬を受けることがで
きない。

4.4. 配偶者および子女の労働

外国人を同伴する配偶者並びに子女は、同一種類のビザを所持して入国するが、
ブラジルで就労することは認められない。ただし、ビザが永住ビザに切り替え
られた場合はこの限りではない。申請者がブラジル人と結婚している、若しくは
ブラジル人である子供がいる場合は、ブラジルへ来る前にブラジル領事館で、
また既にブラジルに居る場合は法務省で永住ビザを申請することができる。また、
ブラジル人である子供を養子に迎えた外国人も永住ビザを取得する権利が
ある。

4.5. 外国人用労働手帳

必要書類を提出した外国人には労働社会福祉手帳 (CTPS) が与えられる。CTPS
の発行を希望する者は、地方労働事務所 (Delegacia Regional do Trabalho – DRT)、
地方労働事務所支所 (Subdelegacia Regional)、または最寄りの受付所に出向く必
要がある。

4.6. ブラジルにおける外国人就労

4.6.1. 永住ビザを所持する外国人

- 3 cm × 4 cmの最近の写真 1 枚(背景は白)。
- 外國人身分証明書 (CIE) 原本。労働社会福祉手帳 (CTPS) の有効期間は CIE と同じになる。
- CIE が旧型のものであったことから再登録がなされた場合は、認証済み写し 1 通と連邦警察の再登録受理書原本を提出する。
- CIE の原本がない場合は、連邦警察に対する CIE 発行申請の受理書、国家外国人登録システム (Sistema Nacional de Cadastramento de Registro de Estrangeiros – SINCRE) が発行する身分証明データの調査結果、および永住ビザと永住権登録の記録が付された旅券原本を提出する必要がある。この場合、CTPS の有効期間は 180 日間までであるが、同期間につき延長が可能である。

4.6.2. 就労用一時ビザを所持する専門家

- 3 cm × 4 cmの最近の写真 1 枚(背景は白)
- 連邦官報原本(入国管理局長 [Coordenador Geral de Imigração] の承認から申請者の手続きまでが記載されているもの)。
- ビザおよび連邦警察への登録の記録が付された旅券原本。
- 連邦警察の受理書原本。
- 国家外国人登録システム (SINCRE) の原本(連邦警察が発行するもの) または認証済みビザ申請書(表と裏)。

情報源：労働雇用省

5. 知的所有権

5.1. 概観

知的所有権とは、文学・科学・芸術的財産権までを含むものである。工業所有権が商法によって規定されるのに対して、知的所有権は民法によって規定される。国家工業所有権院 (Instituto Nacional da Propriedade Industrial – INPI) は、工業所有権に対する諸権利ならびに特許出願および商標登録の正式審査を担当する政府機関である。

5.2. 商標

5.2.1. 有効期間

登録商標の有効期間は認許日から起算して 10 年間である。これは、登録権者の申請によって繰り返し同期間更新することができる。延長申請をしない場合、登録は消滅し、その商標は原則として利用可能となる。延長の申請を登録有効期間の終了日までに行わなかった場合、登録権者はまだ 6 ヶ月の間、割増料金を支払うことによって、延長申請をすることが可能である。

5.2.2. 登録権者の義務

商標の有効性を保つには、商標の登録権者はそれを使用する義務を負う。使用開始の期限は、登録認許日から起算して 5 年間であり、また、商標の使用は、連続 5 年間を超えて中断することはできない。ブラジルの商標の登録は、ブラジル人であるか外国人であるかに拘わらず、希望者は誰でも出願することができる。ブラジルで商法登録を出願する際には、登録権者が自国の法律において何ら咎められる点はないということを証明する証拠を提出し、さらに自らの事業分野を確認しなければならない。

5.2.3. 手続

はじめに、自らの事業分野で出願または登録されたものが存在するか否かを知るため、商標の事前調査をすることが望ましい。しかしながら、この手続は強制的なものではない。商標の登録出願は、所定の用紙を使って行い、この用紙に商標と出願者に関する情報を記入する。調査の実施または出願を行うためには、国家工業所有権院 (INPI) の本部、支部もしくは出張所へ赴かなければならない。

5.3. 特許

いかなる自然人または法人でも、特許や工業意匠登録を出願することができるが、これらのものは、保護を与える国の領土内でのみ有効である。

以下のものは特許の対象とならない：

- 道徳および良俗に反するもの(宗教的信仰心ならびに尊敬・崇拝に値する感情に反する発明)、公の秩序に反するもの(法律および公共の安全に反する発明)、並びに公衆衛生に反するもの(もっぱら健康に反する目的を持つ発明)。
- 原子核の変質に関わる材料(製品もしくは材料の物理化学的特性を変えることのない器具、機械、装置その他類似物および抽出プロセスのみ特許の対象となる。)
- 生物のすべてまたは一部。ただし、特許付与の3つの要件(新規性、発明力および産業上の利用性)を備えかつ単なる発見ではない、遺伝子組み換えをした微生物は除く。

5.3.1. 事前調査

特許の出願前に、先願の調査を行うことが望ましいが、これは強制的なものではない。この調査は、個別調査とすることもできるし、特別調査とすることもできる。個別調査を行うには、出願者自身が、特許バンクが置かれている国家工業所有権院 (INPI) 本部(住所：リオデジャネイロ市プラッサマウア-7番、7階)に赴かなければならない。ここで出願者は3日間調査することができ、見つかった情報は、特許出願の明細書に記載されなければならない。個別調査が不可能な場合は、特別調査を選択することができる。この調査は INPI によって行われ、調査の対象となった文書の量に応じて料金が徴収される。詳しい情報は、INPI のサイトにある「Produtos e Serviços de Informação Tecnológica (技術情報の所産とサービス)」の欄で入手することができる。

5.3.2. 有効期間

発明特許の有効期間は、出願日から 20 年間で、実用新案特許の場合は 15 年間である。工業デザイン(意匠)の登録は、出願日から起算して 10 年間であるが、5 年間の更新を 3 回まで行うことによって最長 25 年間まで延長することができる。

5.3.3. 登録権者の義務

特許を維持するには、年間料金、5 年目料金 (quinquênio) および延長料金を支払い、特許対象物の開発・利用を(特許認許日から 3 年以内に)開始しなければならず、かつその製品の使用は 1 年間を超えて中断されてはならない。

5.3.4. 手続

発明を保護するには、まず、国家工業所有権院 (INPI) にて出願しなければならない。その出願は、特許審査官による審査の後、国内全土において有効性をもつ特許または登録に変わる。出願は、次の書類によって行なう。適切な出願書、明細書、要求内容、図面および要約書。INPI への出願書は 3 通必要で、出願者は自分でも 1 通を保有する必要がある。出願に先立ち、所定の用紙を記入し、指定銀行で然るべく支払った料金納付証明書と共に提出しておく必要がある。所定用紙は、INPI 本部の受付や支部・出張所で、または INPI のサイトでも配布されている。受付で出願者は受理証を受け取り、後に出願書の写しを確認する為に戻ってくる必要がある。この確認は、電話 (0**21) 206-3314 / 206-3592 またはメール (patente@inpi.gov.br) でも行うことができる。

5.3.5. 特許出願

国家工業所有権院 (INPI) は、特許出願書の作成方法について様々な規則を設けている。これらの規則は、直接窓口で、または INPI のサイトで「Legislação (法令)」項目から入手することができる。特許出願書の諸書類を正しく記入するには、定められた手順に従う必要がある。明細書の中には、類似プロセスに関する情報および先行出願の存否 (ブラジル国内であるか否かを問わず) について言及しなければならない。また、当該分野の専門家がその特許の対象物を再現するために必要なすべての詳細をも加える必要がある。明細書は、出願の題名から始まる必要があり、製品に関連する材料および利用方法について記述しなければならず、また、すべての図面に対する参照項目をも含まなければならない。

出願の対象は、要求内容表に記述されていなければならない。この要求内容表は出願の題名 (または発明を記述するために選ばれた題名の一部) から始まり、「その特徴とするところは」という表現を加え、そのモデルの技術的特徴、特に先行技術には存在しなかった特徴の記述へと続くべきである。

要約書は 50 語から 200 語の構成で、出願の対象を記述しなければならない。疑問点がある場合は、リオデジャネイロ市ブラッサマウア-7 番、1017 号室の特許部 (Diretoria de Patentes) に電話またはメールにて問い合わせ、技術的な指導を受けることができる。

Tel: (0**21) 206-3797 / (0**21) 206-3313、E-mail: patente@inpi.gov.br

5.4. 技術移転契約

技術移転契約には、対象物、関連する工業所有権および移転の方法を明記しなければならない。商業利用契約（商標または特許の登録有効期間を超えてはならない）は、その実施許諾または商業利用性が独占的であるのか、あるいは下請けを許容するのかを明確に示さなければならない。

技術科学援助契約では、役務の実施に必要な専門家の人数、予定表、報酬および所要期間を明記しなければならない。

承認の申請は、所定の用紙を用いて、契約書原本または同等の書類を添えて、国家工業所有権院（INPI）に提出しなければならない。INPI が追加の書類を求めることがあるが、その場合、出願者には、送付に 12 カ月の猶予が与えられる。送付しなければ、その手続は保管処分に付される。

5.5. フランチャイズ

ブラジルにおける営業活動の倫理面を監視するのは、ブラジル・フランチャイジング協会（Associação Brasileira de Franchising – ABF）である。この協会はフランチャイジング自主規制規約（código de auto-regulamentação do franchising）を作成しており、この規約がフランチャイジング導入に対する基礎と規範になっている。これに加えて、法律第 8955/94 号によって、フランチャイズの構想から成立まで、フランチャイズを受ける側と与える側との関係の基準が設けられている。

フランチャイズに有効性を持たせ、かつそれを実施する為には政府機関にて登録する義務はないが、第三者に対して有効性を持たせるには、国家工業所有権院（INPI）で登録することが必要である。フランチャイズを与える側が外国人である場合、契約の規定に基づいて支払われたものを外国に送金できるようにするため、ブラジル中央銀行に登録しなければならない。

情報源：国家工業所有権院（INPI）、サンパウロ州研究支援財団（FAPESP）およびブラジル・フランチャイジング協会（ABF）

6. ブラジル経済指標

6.1. 国内総生産 (GDP) *

年	R\$ 100 万	変動率 (%)
1996	778,887	2.66
1997	870,743	3.27
1998	914,188	0.13
1999	963,869	0.81
2000	1,086,700	4.36
2001	1,184,769	1.51

情報源 : IBGE(ブラジル地理統計院) - 国内会計

*GDP - 実質変動率(期間中インフレ調整後)

6.2. インフレ指数 *

年	率 (%)
1997	5.22
1998	1.65
1999	8.94
2000	5.97
2001	7.67
2002	12.53

*IPCA : IBGE が計算する拡大消費者物価指数

6.3. 金利率 *

年	金利率 (%)
1997	39.87
1998	29.21
1999	18.99
2000	16.38
2001	19.05
2002	24.90

情報源 : ブラジル中央銀行、通貨政策委員会

* 1日の平均金利を 252 営業日をベースに、各年 12月 31 日現在で年率換算したもの。

6.4. 為替換算率*

年	商業ドル
1997	R\$ 1.0808
1998	US\$ 1.1644
1999	R\$ 1.8514
2000	US\$ 1.8295
2001	R\$ 2.3522
2002	US\$ 2.9309

情報源：ブラジル中央銀行

* レアル／商業ドルの年間平均平価

6.5. ブラジル向け外国直接投資

年	流入額(100万ドル)
1997	17,879.00
1998	20,346.00
1999	31,214.00
2000	31,331.00
2001	24,715.00
2002	14,084.00

情報源：ブラジル中央銀行外資部

7. 情報科学産業

7.1. 序言

ブラジルの情報科学関連の法律は、製品とサービスの品質を認定し証明する基準を規定すること、そして様々な形態の国際協力を促進することを目的としている。本件に関する主要な法律の1つは、1984年10月付け第7232号であるが、この法律によって、国家情報科学・自動化審議会 (Conselho Nacional de Informática e Automação – Conin) および情報科学特別局 (Secretaria Especial de Informática – SEI) が創設された。これら2つの機関は、それぞれ、国家情報科学・自動化計画 (Plano Nacional de Informática e Automação) およびブラジル市場で生産・商品化される情報科学製品の事前承認と登録を担当している。また、ブラジルの産業に技術支援を提供するため情報科学技術センター財団 (Fundação Centro Tecnológico para Informática – CTI) が創設された。

1998年に公布された、「ソフトウェア法」の別称をもつ法律第9609号には、コンピュータプログラムの知的所有権保護に関する主要な諸規則が含まれている。1998年の法律第9610号で規定された著作権制度は、ソフトウェアの制作者に対する財産上および道義上の権利を定めている。

7.2. 租税

ブラジルにおけるコンピュータプログラムの販売には、商品サービス流通税 (ICMS) が課されるが、計算基準は「磁気媒体」(フロッピーディスク、CD-ROM、磁気テープなど) の価額であり、税率は18パーセントである。外国製のコンピュータプログラムは、通関時に税率7.99パーセントの輸入税 (Imposto de Importação - II)、税率18パーセントのICMSおよび工業製品税 (IPI) が課される。IPIの税率は、製品によって異なり、工業製品税率表 (Tabela de Incidência do Imposto sobre Produtos Industrializados-TIPI) で定められているが、これは連邦国税庁で閲覧することができる*。源泉所得税は、仕向け国がどこであるかに関係なく税率15パーセントで課される。

*工業製品税率表 (TIPI) は、直接連邦国税庁にて閲覧することができる。住所：サンパウロ市ルス区プレステス・マイア街733番。詳しい情報は、電話(0**11)3315-240で問い合わせることができる。

7.3. ソフトウェアの登録

コンピュータプログラムを開発し自らが著作者であることを証明する者に与えられる権利の有効期間は、制作年の翌年1月1日から50年間である。ブラジ

ルでなされる登録は、国際協定のいずれの締約国においても受け入れられ、また、製品が登録される場合には、自動的に商号(商品名)も保護される。

ソフトウェアを登録する第一歩は、登録ガイドラインとなる「利用者マニュアル」(Manual do Usuário)を入手することであり、このマニュアルには登録手続に必要なすべての情報が含まれている。利用者マニュアルは、国家工業所有権院(INPI)またはその支部および出張所に置かれている。また、インターネットを通じて INPI のサイトでダウンロードすることも可能である。

その後、INPI を訪れて登録出願の手数料額を調べ、支払票を受け取ってブラジル銀行で支払を行なう。支払を済ますと、登録出願の用紙を渡される。この用紙は、内容を見られないよう封書にして、の書類と一緒に INPI に直接手渡すか、または郵送しなければならない。

登録出願から証明書発行までの期間は 90 日であるが、出願時にすでに登録番号が得られるので、当該プログラムに関する連絡にはこの登録番号を用いることができる。

7.4. 新情報科学法

7.4.1. 序言

新情報科学法によって、サンパウロ州に拠点を置くことを希望する企業は、引き続き従来と同じ恩典を受ける。2001 年 1 月 11 日付け法律第 10.176 号は、法律第 8.248 号、第 8.387 号および大統領令第 288 号を変更し、情報技術分野における能力・資格と競争力について定めた。一時期、企業がサンパウロに拠点を構えるのは、税制恩典があるからだと言われたことがあるが、税制恩典は、投資を誘致する 1 つの要素に過ぎない。熟練労働力、ロジスティックスおよびインフラの提供などが、外国投資の誘致に影響を与えて多くの要素の一部である。

7.4.2. 主な特徴

新しい法律の主な特徴は工業製品税(IPI)の減税であり、2001 年 1 月 1 日から税制恩典が終了する 2009 年 12 月 31 日までの有効期間を持つ。法律で定めているのは下記の通り。

- 2001 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで、95 パーセント減税。
- 2002 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで、90 パーセント減税。
- 2003 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで、85 パーセント減税。
- 2004 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで、80 パーセント減税。

- 2005年1月1日から12月31日まで、75パーセント減税。
- 2006年1月1日から本措置が消滅する2009年12月31日まで、70パーセント減税。

7.4.3. 恩典

これらの恩典を受ける権利を得るには、各企業は、毎年、国内市場での総売上高の少なくとも5パーセントを、国内で実施される情報技術の研究開発に投資しなければならない。法律によれば、総売上高の少なくとも2.3パーセントを次のように用いなければならない。

- 公的なまたは認可された研究センターもしくは研究所またはブラジルの教育団体との協定を通じて。
- マナウス自由貿易地域を除き、SUDAM(アマゾニア開発庁)、SUDENE(ノルデスチ開発庁)の影響地域および中西部地域に本部または主たる施設を持つ、公的なまたは認可された研究センターもしくは研究所またはブラジルの教育団体との協定を通じて。
- 3ヶ月ごとに国家科学技術開発基金(Fundo Nacional de Desenvolvimento Científico e Tecnológico – FNDCT)に資金を預ける方法で。

7.4.4. 情報科学と自動化に関わる物とサービス

法律の解釈上、以下のものが、情報科学と自動化に関わる物とサービスと見なされる。

- 半導体電子部品、光電子部品、およびそれぞれの製造に投入される電子的構成要素。
- 情報の収集、処理、構築、保存、通信、転送、復元もしくは表示の機能を持つデジタル技術に基づいた機械、機器および装置、それぞれの製造に投入される電子的構成要素、操作に必要な部分、部品および物理的支持物。
- コンピュータ、機械、機器および情報処理装置のためのプログラムならびに関連するそれぞれの技術的ドキュメンテーション(ソフトウェア)。
- 上記の物とサービスに関連する技術サービス。

情報源：国家知的所有権院(INPI)および連邦国税庁

8. 反トラスト法規

8.1. 目的

反トラスト法規の目的は、1994年6月11日付け法律第8884号に基づいて、一定の企業による独占的行為を制限することである。この法律は、経済秩序、自由競争、財産権の社会的機能、消費者保護に対する侵害の防止と抑制、および経済力の濫用の抑制について定めている。

この法律によって、司法省の管轄下にある経済防衛行政審議会 (Conselho Administrativo de Defesa Econômica – CADE) は、ブラジルに影響を及ぼす国外で行われた行為またはブラジルに代表を置く外国企業にも及ぶ行政上の取締り権限を行使するようになった。こうして、自由競争を制限しもしくは何らかの形で損なう可能性があるか、または物もしくはサービスの市場を結果的に独占する可能性のある行為は、CADEの評価に委ねられることになる。

この審議会は、司法省の経済法局 (Secretaria do Direito Econômico- SDE) の補佐を受ける。同局は、経済秩序に対する侵害を防止するため自然人または法人が行う商活動および商慣行を恒常に監視し、必要な場合には情報や文書を要求することができる。

8.2. 侵害

次の行為は、経済秩序に対する侵害となる。

- 自由な競争または自由な企業心を制限し、欺き、または何らかの形で損なうこと。
- 物またはサービスの重要な市場を支配すること。
- 専断的に利益を増大させること。
- 支配的地位を濫用すること。

従って、他の諸行為に加えて、競業者間でカルテルを結ぶこと、市場を分割すること、新規企業の市場参入を制限または妨害すること、競業者を排除するかもしくは市場シェアを増大させることを目的として原価を下回る価格で販売すること (ダンピング)、物品を留め置くこと、および法外な価格を強要することは、現行の法制度に違反する。

8.3. 刑罰

経済秩序に対する侵害については、責任者に次の刑罰が科される。

- 企業の場合、諸税を除外した最近年度における総売上高の 1 パーセントから 30 パーセントの罰金。ただし、この罰金は、得た利益を下回ってはならない。
- 企業が犯した侵害に対して直接的もしくは間接的に責任のある経営者の場合、企業に適用される罰金額のうち専らその経営者個人の責任に関わるもの 10 パーセントから 50 パーセントの罰金。
- 企業活動を行わないその他の自然人または法人の場合で、総売上高の基準を使用できないときは、6 千から 600 万 UFIR (税務基準単位) の罰金。
- 再犯の場合、2 倍の罰金が科される。

9. 環境法規

9.1. 国の環境政策

本件に関する一般的な連邦の規範で主なものは、1981年8月に公布された法律第6938号である。国の環境政策の目的は、環境の質の保存、改善および回復であって、次の原則に対応したものである。

- 環境を、皆が共同で利用するものであることを考慮し、確実に保証され、保護されるべき公共の財産と見なすこと。
- 土地、地下、水および空気の利用を合理的なものにすること。
- 環境資源の利用を立案し、管理すること。
- 代表的な地域を保全することによって生態系を保護すること。
- 潜在的にまたは現実に汚染源となっている活動を取り締まり、その区画を定めること。
- 環境資源の合理的な利用と保護に向けた技術の研究と調査に対する奨励措置を講じること。
- 環境の質の状態を監視すること。
- 破壊された地域を回復すること。
- 破壊に瀕している地域を保護すること。
- 環境保護に対する積極的な参加を可能にするため、すべての教育レベルにおける環境教育、特に地域社会の教育を行なうこと。

9.2. 現実的または潜在的に汚染源である活動に対する認可制度

環境資源を利用するかまたは現実的もしくは潜在的汚染源と見なされる施設を建設し、設置し、拡張または営業するには、州環境当局の事前許可が必要である。場合によっては、許可手続は、連邦環境当局であるブラジル環境再生可能自然資源院 (Instituto Brasileiro para o Meio Ambiente e Recursos Naturais Renováveis – IBAMA) の評価に委ねられることがある。

現実的または潜在的汚染源と見なされるプロジェクトまたは活動も、環境に対する影響の事前調査 (Estudo Prévio de Impacto Ambiental – EIA) を実施して、環境に対する影響報告書 (Relatório de Impacto Ambiental – RIMA) を提出する必要がある。そうした活動には、次の許可を取得しなければならない。

- 事前許可 (Licença Prévia - LP) — プロジェクトの予備段階におけるもので、立地、設置および操業の段階で遵守すべき基本的な要件が付される。
- 設置許可 (Licença de Instalação - LI) — 当該事業の設置開始を認めるもの。
- 操業許可 (Licença Operacional - LO) — 許可された活動の開始と汚染制御装置の運転を認めるもの。

9.3. 環境に対する犯罪

1998年2月に公布された法律第9605号は、環境に対する一連の行政上の違反および犯罪ならびに対応する制裁を定めている。違反があった場合には、所管官庁は次の処置をとる。

- 動物は、その生息地で放つか、または資格を持つ専門家の責任の下に置かれることを条件に動物園、財団または類似の施設に引き渡す。
- 腐敗しやすい製品または樹木の場合、評価を行なった上で、科学施設、病院施設、矯正施設およびその他の慈善目的を持つ施設に寄贈する。
- 腐敗しない動物の製品および二次製品は、破棄するかまたは科学施設、文化施設あるいは教育施設に寄贈する。
- 違反行為に用いられた道具は、リサイクルを通じてその特徴を確実に無くした上で売却する。

法律で規定されている主な犯罪とそれに対応する刑罰は、次の通りである。

9.3.1. 動物相に対する犯罪

- 所管官庁の然るべき許可、免許または承認を取得せずに、または取得したそれらのものに従わないで、野生動物、自然状態にある動物または渡りの途上にある動物を殺し、追い回し、狩猟し、捕獲し、または利用すること。
- 刑罰：6ヶ月から1年の禁固および罰金。

次の者には、同じ刑罰が科される。

- I - 免許、承認を取得せずに、または取得したそれらのものに従わないで、動物の繁殖を妨げる者。
- II - 自然の巣、避難場所または生育場所を変更し、損傷し、または破壊する者。
- III - 無許可の生育場所または所管官庁の然るべき許可、免許もしくは承認を取得していない生育場所から出た野生動物、自然状態にある動物もしくは渡りの途上にある動物の卵、幼虫または標本ならびにそれらから作られる製品および品物を販売し、販売のために展示し、輸出もしもしくは取得し、飼育し、檻もしくは保管場所に入れ、利用しましたは輸送する者。

次の犯罪が行われた場合、刑罰は半分の増科となる。

- I - 違反が行われた場所においてだけであっても、稀有で絶滅の危機にあると見なされている種に対するもの。
- II - 禁猟期間中におけるもの。

- III - 夜間におけるもの。
- IV - 免許の濫用を伴うもの。
- V - 保護区域におけるもの。
- VI - 大量絶滅を引き起こしかねない方法または道具の使用を伴うもの。

犯罪が職業的な狩猟によるものである場合は、刑罰が3倍まで増やされる。また、これらの刑罰は漁業には適用されない。

- 所管の環境当局の承認を取得しないで、未加工の両生類および爬虫類の皮革を国外に輸出すること。

刑罰：1年から3年の懲役と罰金。

- 同意する旨の公的専門家の意見書および所管官庁が交付する免許なしに、動物見本を国内に持ち込むこと。

刑罰 - 3ヶ月から1年の禁固および罰金。

- 原産のものであるか外来のものであるかを問わず、野生動物、家畜または飼い馴らされた動物にたいして酷使、虐待、傷害、切断の行為を行うこと。

刑罰 - 3ヶ月から1年の禁固および罰金。

- 廃棄物を排出したまま物質を充満させることによって、ブラジルの管轄権下にある河川、湖、堰、潟湖、湾または海に生育する水棲動物種の絶滅を引き起こすこと。

刑罰 - 1年から3年の禁固もしくは罰金、または双方を併科。

- 禁漁期間内に、または所管機関が禁止する場所で漁をすること。

刑罰 - 1年から3年の禁固もしくは罰金、または双方を併科。

- 次のものを利用して漁をすること。

- I - 爆発物、または水と接触して類似の効果を生じさせる物質
- II - 毒性物質、または所管官庁が禁じる他の手段。

刑罰 - 1年から5年の懲役。

9.3.2. 植物相に対する犯罪

- たとえ造成中のものであっても、永久保存林と見なされている森林を破壊しもしくはそれに損害を与え、または保護規則に違反して利用すること。

刑罰 - 1年から3年の禁固もしくは罰金、または双方を併科。

- 所管官庁の許可を取得することなく、永久保存森と見なされている森林を伐採すること。

刑罰 - 1年から3年の禁固もしくは罰金、または双方を併科。

- 林または森林で火災を発生させること。

刑罰 - 2年から4年の懲役および罰金。

- 都市部またはあらゆる種類の集落において、森林その他の形態の植生に火災を引き起こす可能性のある気球を製造、販売、輸送する、または放つこと。

刑罰 - 1年から3年の禁固もしくは罰金、または双方を併科。

- 国有財産であるかまたは永久保存林と見なされる森林から、事前の承認を取得せずに、石、砂、石灰または何らかの種類の鉱物を採掘すること。

刑罰 - 6ヶ月から1年の禁固および罰金。

- 法律の決定に反して、工業目的、エネルギー目的のため、または経済的なものであると否とを問わず他の何らかの利用目的のため、公権力の行為によって硬材(硬木)に分類されているものを伐採し、または木炭に変えること。

刑罰 - 1年から2年の懲役および罰金。

9.3.3. 汚染その他の環境犯罪

- 結果的に人の健康に害を与えるもしくは与える可能性があるか、または動物の死もしくは植物の重大な破壊をもたらすレベルの、何らかの種類の汚染を引き起こすこと。

刑罰 - 1年から4年の懲役および罰金。

- 所管官庁による承認、許可、採掘権または免許を取得せずに、または取得したそれらのものに違反して、鉱物資源を調査、採掘する、または抽出すること。

刑罰 - 6ヶ月から1年の禁固および罰金。

- 法律またはその細則で定められた要件に違反して、人の健康または環境に対して有毒である、危険である、または有害である製品もしくは物質を生産、加工、包装、輸入、輸出、商品化、供給、輸送、保管、保存、貯蔵する、または使用すること。

刑罰 - 1年から4年の懲役および罰金。

- 農業、牧畜業、動物、植物または生態系に対して損害を引き起こす可能性のある病気もしくは害虫または種(しゅ)を伝播させること。

刑罰 - 1年から4年の懲役および罰金。

9.3.4. 公共の秩序と文化財に対する犯罪

- 次のものを破壊し、使用不能にし、または損傷すること。

- I - 法律、行政立法または裁判上の決定によって特に保護されている財産。
- II - 法律、行政立法または裁判上の決定によって保護されている文書保管所、登記所、博物館、図書館、絵画館、科学施設その他類似のもの。

刑罰 - 1年から3年の懲役および罰金。

- 都市の建物または記念建造物に文字や絵を落書きしたり、他の方法で損害を与えること。

刑罰 - 3ヶ月から1年の禁固および罰金。

9.3.5. 環境行政に対する犯罪

- 環境に関する承認または免許の手続において、公務員に対して虚偽・偽りを主張し、真実を省き、技術科学情報またはデータを隠匿すること。

刑罰 - 1年から3年の懲役および罰金。

9.4. 品質証明

国家度量衡規格化品質院 (Instituto Nacional de Metrologia, Normatização e Qualidade – Inmetro) の委託を受けた認証機関によれば、1996年以降、すでに約200件のISO 14001の認定書がブラジルで発給されている。最初は、大企業のみが認定書を得ようと努めていたが、最近では、大会社が仕入先(ほとんどが小企業であるが)にもISO 14001の環境規準に適合するよう要求していることから、小企業も動き始めている。目標は、原料から最終製品まで、生産のすべての連鎖工程が適合した状態になることである。それを進行させるため、認証機関は、義務が履行されているか否かを監視する役割を担っている。結果が否定的なものである場合、ISOは停止されることがある。

10. 消費者の権利

10.1 序言

ブラジルの消費者保護法典 (Código de Proteção do Consumidor) は、顧客／消費者と工業者、商業者、サービス提供業者、その他輸入業者のような代理店との間の関係を定めており、その細則は、1991年3月12日に施行された法律第8078号によって決められている。非営利非政府組織であるブラジル消費者保護院 (Instituto Brasileiro de Defesa do Consumidor – Idec) が、消費者を保護し、かつ消費者にこの法典がいかに有効なものかを啓蒙する機関となっている。

この法律は、製品の事前加工から市場投入までに必要な手続、ならびに関連する宣伝広告について明確に定めている。

10.2 消費者の基本的権利

法律によれば、危険または有害と見なされる製品およびサービスの供給によって引き起こされる危険に対して自らの生命、健康および安全を守ること、数量、特性、成分、品質および価格の正しい表記によって様々な製品またはサービスおよびそれらが与える危険について十分で明確な情報を得ること、ならびに偽りかつ不当な宣伝広告から自らを守ること等が消費者の基本的権利である。

10.3. 製品とサービスの品質

市場に投入される製品とサービスは、消費者の健康または安全に対する危険を伴つたものであってはならず、また、供給者は、消費者が望む一切の情報を提供する義務がある。工業製品の場合には、製品に説明パンフレットを添えなければならない。

供給者は、顧客の健康と安全に対して高度の有害性を呈する製品またはサービスを消費市場に投入してはならない。製品がすでに市場に投入されていて、供給者が何らかの種類の危険を発見した場合、直ちにその事実を、印刷物、ラジオまたはテレビによる宣伝広告を通じて消費者に伝えなければならない。

10.4. 製品またはサービスに対する責任

ブラジル人または外国人である製造者、生産者、建設者、および輸入者は、自らに過失があるか否かに関係なく、自らの製品の設計、製造、組立て、調合、操作、体裁または包装に帰すべき欠陥によって消費者が被った損害に対して賠償する責任を負う。また、製品の使用および危険に関する不十分または不適切な情報に対しても責任を負う。

10.5. クレームの権利

クレームの権利は、非耐久製品に係わる供給またはサービスの場合は 30 日間まで、耐久製品の場合は 90 日間有効である。この期間の計算は、製品の引渡しまたはサービス実施の終了の時点から始まる。

10.6. 宣伝広告

宣伝広告は、消費者が簡単にそれと分かる方法で流さなければならない。供給者は、宣伝広告の製品とサービスに関する情報に注意を払わなければならない。その理由は、顧客が詳しい関連情報を必要とする場合、それを知らせなければならないからである。偽りのまたは不当な宣伝活動は禁止される。

* “**偽りの**”：宣伝広告の性質を有する一切の形態の情報もしくは連絡であって全部もしくは一部が間違っているか、または、たとえ過失によるにせよ他の何らかの方法によって、製品およびサービスの性質、特徴、品質、数量、特性、原産地、価格その他の一切のデータに関して消費者を錯誤に導く可能性のあるものは、“**偽りの**” ものである。製品またはサービスの必須のデータに関して過失があった場合も“**偽りの**” ものであると見なされる。

* “**不当な**”：一切の種類の差別的な広告宣伝、暴力を扇動し、恐怖もしくは迷信につけこみ、子供の判断力と経験の不足を悪用し、環境の価値をないがしろにする宣伝広告、または自らの健康と安全にとって有害もしくは危険な方法で行動するよう消費者を導く可能性のある宣伝広告は、“**不当な**” ものである。

10.7. 刑罰の対象となる違反

いくつかの違反とそれぞれの刑罰は下記の通りである。

- 製品の有害性または危険性に関する明瞭な言辞または印を梱包、包装、容器または宣伝広告に付け忘れること、ならびに提供するサービスの危険性について明瞭に記述した勧告を通じて警告しないこと。

刑罰 - 6 ヶ月から 2 年の禁固および罰金。

- 市場に投入した後で判明した製品の有害性または危険性を所管官庁および消費者に連絡しないこと、ならびに有害または危険な製品を所管官庁に命じられた時に直ちに市場から回収しないこと。

刑罰 - 6 ヶ月から 2 年の禁固および罰金。

- 所管官庁の命令に反して、高度に危険なサービスを実施すること。

刑罰 - 6ヶ月から2年の禁固および罰金。

- 製品もしくはサービスについて虚偽または偽りの主張をするか、または性質、特性、品質、重量、安全、性能、耐久性、価格もしくは保証についての重要な情報を省くこと。こうした行為を帮助する者にも、同じ刑罰が科される。

刑罰 - 3ヶ月から1年の禁固および罰金。

- 偽りまたは不当であると知っているかもしくは知っているはずの宣伝広告を行い、または促進すること。

刑罰 - 3ヶ月から1年の禁固および罰金。

- 消費者の承認を得ないで、製品の修理に中古の部品または構成部品を使用すること。

刑罰 - 3ヶ月から1年の禁固および罰金。

- 登記簿、データバンク、カードおよび記録に記載されている自らに関する情報に消費者がアクセスするのを妨げ、または困難にすること。

刑罰 - 6ヶ月から1年の禁固または罰金。

- 必要事項が適切に記入されかつ内容が明確である保証書を消費者に渡さないこと。

刑罰 - 1ヶ月から6ヶ月の禁固または罰金。

情報源：ブラジル消費者保護院 (Idec)

11. 入札

11.1 一般基準

広報、購買、売却、コンセッション、許可および賃貸借に関わるものを含め、公共行政の工事、サービスについては、第三者と契約する場合、それに先立つて必ず入札 (*licitação*) を行わなければならない。すべての手続は、法の下の平等、合法性、人間感情の不在性、道義性、公共性、行政の誠実さ、客観的判断および最も有利な申込みの選択といった諸原則に従わなければならない。条件が同じである場合には、裁決の基準として、優先権は、先ず、国内資本のブラジル企業が生産または提供する製品およびサービスに与えられ、次に、国内で生産されたものおよびブラジル企業が生産もしくは提供するものに与えられる。

公共サービスのコンセッションとは、基本的に、競争方式の入札によって調印された行政契約を通じて、技術的履行能力を有することを証明する法人または企業コンソーシャムに公共サービスの提供を委託することである。いくつかのサービスは、連邦政府の専管事項である。従って、海上輸送、油田・天然ガス田の探掘、国産石油の精製、核関連の鉱石・鉱物の採掘はコンセッションまたは許可の対象とはできない。連邦憲法によれば、直接的にまたは国の株式支配の下にある企業へのコンセッションを通じて、発電、送電および配電、輸送、基礎衛生、都市清掃、港湾開発、各種工事、空港および航空宇宙科学のインフラストラクチャー、電話、電報、データ伝達の諸サービス、ならびに他の長距離通信の公共サービスを運営することは連邦の権限であり、私企業には、連邦が運営する長距離通信の公共ネットワークを通じて情報サービスを提供することが保証される。

工事およびサービスを入札の対象とできるのは、次の場合に限る。

- 所管官庁が承認したプロジェクトがあり、かつそれを入札希望者が検討することができる場合。
- すべての単価の構成を示す表形式の詳細な予算が存在すること。
- 当該財政年度中に実施される工事またはサービスから生じる債務を日程表に従って支払うことを保証する予算財源の見通しがあること。

次の者は、入札、工事もしくはサービスの実施、およびそれらに必要な物の供給に直接または間接的に参加することができない。

- 自然人であるか法人であるかに関わらず、基礎プロジェクトまたは実施プロジェクトを作成した者。
- 基礎プロジェクトもしくは実施プロジェクトの作成を単独でもしくはコンソーシャムを組んで担当した企業、またはプロジェクトの作成者がその経営者、管

理者、議決権株の 5 パーセント超の株主もしくは保有者または監督者、担当専門家または請負業者である企業。

- 契約する側の機関もしくは団体または入札を担当する機関もしくは団体の職員または管理者。

プロジェクトの作成者またはコンサルティング企業もしくは専門企業の参加は、もっぱら関係行政機関のために行う監視、監督または管理の任務にのみ許可される。

入札と行政契約の問題を規制する法律は、1993年 6月 21 日付け連邦法第 8666 号である。

公共サービスのコンセッションと許可は、1995年 2月 13 日付け連邦法第 8987 号によって規制されている。

11.2. 入札の免除

連邦法第 8666/93 号で規定されている次の条件の下では、入札の手続は免除される。

- 法律で最低価格が示されている工事、サービスおよび購買の場合。
- 戦争、秩序の重大な搅乱、緊急事態または公災害(公に宣言された災害)の場合。
- 前回の入札において関心を示す者が存在しなかった場合。
- 国が価格を規制するかまたは供給を正常化するために経済領域に介入しなければならない場合。
- 申込みが、国内市場を上回る価格のものであるか、または公的な所管機関が定めた価格と矛盾しないものである場合。
- 取引にもっぱら国内公法に基づく法人(公社)のみが関係する場合。ただし、同一の物またはサービスを供給または提供できる私企業または混合経済企業(半官半民会社)が存在する場合は除くものとし、その場合には、入札をしなければならない。
- 国の安全が危険に曝される可能性のある場合。
- 公共サービスに向けられる不動産の購買または賃借であってその設置および立地の必要性によって選択に条件が付けられる場合。ただし、価格が事前の評価に従って市場価値と矛盾しないことを条件とする。
- 契約解除の結果として、残余の工事、サービスまたは供給に関する契約をする場合。ただし、前の入札の格付け順位が守られること、および価格(然るべく修正されたもの)をはじめとして落札者が申し出た条件と同じものが受け入れられることを条件とする。
- 供給センターまたは類似の場所で腐敗しやすい食料品を偶発的に購買する場合で、その日の価格に直接基づいて行なわれるとき。

- 制度的、科学的または技術的な研究、教育または開発を委託された非営利目的の国の機関と契約する場合。
- 國際機関を通じて物とサービスを取得する場合。ただし、ブラジルが特定の協定の締約国であり、提示された条件が公権力(國)にとって有利なものであることが条件となる。
- 真正であることが証明されている美術作品および歴史的な物品の取得または修復の場合。

11.3. 入札の不要性

連邦法第 8666/93 号で規定されているように、競争が不可能な場合、次ものに対しては入札が必要とされない。

- 独占的な生産者、企業または商業代理店のみが供給でき、商標の選択が妨げられている資材、機器または食品の取得。ただし、入札または工事もしくはサービスは、実施されるとても企業家の組合、同盟もしくは連合または同等の団体によってしか実施されないであろうとの地元の商業登記機関が発給する証明書を通じて、独占性についての証明がなされなければならない。
- 著名な専門性を有する専門家または企業との単一の専門的サービスの契約。ただし、宣伝広告および伝達のサービスに対しては入札が必要である。この場合、自らの以前の実績、研究、経験、刊行物、組織構成、装備、技術チームまたは自らの活動に関連する他の要件に由来する専門分野における名声によって、その者の仕事が契約の目的を完全に満足させるのに必要不可欠であり、議論の余地がなく最も適していると推測される専門家または企業が、著名な専門性を有すると見なされる。
- 何らかの芸術分野の専門家との、直接的な、または独占的事業家を通じての契約。ただし、専門の批評家または世論によって認められていることを条件とする。

11.4. 入札方式

入札の方式には、コンコレンシア(競争/concorrência)、トマーダジプレッソス(価格取り/tomada de preços)、コンビッチ(招待/convite)、コンクルソ(コンクール/concurso)、レイロン(競売/leilão)およびプレゴン(公示/pregão)がある。1993 年に公布された連邦法第 8666 号によれば、それぞれの定義は次の通りである。

コンコレンシアは、予備資格審査を行う初期段階で、目的を遂行するための、公示で要求された資格の最低要件を備えていることが証明された関係当事者間で行われる入札方式である。

トマーダジプレッソスは、必要な資格が守られていることを条件に、申込みの受付日の 3 日前までに然るべく登記されているかまたは登記に必要なすべての条件を満たした関係当事者間で行われる入札方式である。供給業者統一登記システム (Sistema de Cadastramento Unificado de Fornecedores - SICAF) が、連邦政府が発給する供給業者の登記簿である。SICAF の取得に関するその他の情報は、www.comprasnet.com.br のサイトで入手することができる。

コンビッチは、登記されているか否かに関わらず、行政単位 (州市町村等) が選んで招喚した最低 3 名の、目的に関わる分野の関係当事者間で行われる入札方式である。行政単位は、適切な場所に招喚書の写しを貼り出し、その対象を、該当する専門分野に登記されている他の者で申込み提出期限の 24 時間前までに关心を示すものにも広げる。

コンクルソは、少なくとも 45 日前までに公の出版物に掲載される公示に記載されている基準に従って、関係当事者間で行われる入札方式であって、勝者に賞金または報酬を与える旨を定めることにより、技術的、科学的または芸術的な作品を選考するためのもの。

レイロンは、行政にとって有用性のない動産もしくは不動産または合法的に没収もしくは差し押された製品の売却のために、評価額 (最低価格) 以上の付け値をする関係当事者間で行われる入札方式である。

プレゴンは、契約の見積り価額に関係なく、動産の取得または一般サービスの提供 (性能・品質基準を通常の市場仕様を通じて公示で客観的に定めることができる物) のために利用される入札方式である。プレゴンは、独自の基準を制定しているサンパウロ州を除き、連邦政府のみが採用する。

11.4.1. 入札のタイプ

より低い価格、より良い技術、技術および価格、あるいは、より高い付け値またはオファー。

11.5. 管理手順

入札の最初の手順は、然るべく書類を整え、登録し、番号を取って管理手続きを開始することである。この手続書類には、特定の承認、目的物と出費に備えた自己資金についての表示を記載する。また、適宜、公示もしくは招喚状、公示要旨の刊行証明、提案および書類、議事録、報告書、入札に関する専門的もしくは法的意見書、および契約書もしくは同等の文書の原本を添付する。プレ

ゴン方式の場合のみ、開封順序が逆になり、先ず、価格の申し出の封筒が、次に落札者の資格の封筒が開けられる。

11.5.1. 公示に対する異議申立て：公共行政は、入札に関する法律の規則と条件の履行を怠ることはできないものとし、それらに厳しく拘束される。すべての市民は、正当な当事者として法律の不正な適用による入札公示に対して異議を唱え、申込みの開封日の 5 営業日前までに不服の申立てをしなければならない。

11.5.2. 国際競争入札：国際的なコンコレンシアにおいては、公示は、通貨貿易政策の指針に適合したものにし、かつ所管機関の要求に沿ったものにしなければならない。外国の入札参加者に対して外国通貨建て価格の提示が許可される場合、ブラジルの入札参加者も同様にそれを行うことができる。支払は、実際の支払日の直前の営業日における為替換算率に従って、ブラジル通貨で行なわれる。

11.5.3. 申込みの取下げ：資格審査の後では、突発的事実によって生じ判定委員会 (Comissão Julgadora) が受理した理由による場合を除き、申込みを取り下げることはできない。取り下げた場合には、戒告、罰金および入札権停止の罰則が科される。

11.5.4. 実行不可能な申込み：いかなる方式の入札においても、市場価格と異なる微少な価格、象徴的な価格またはゼロ価値の価格の提示は認められない。ただし、入札者自身が所有する資材および設備に関する場合で、入札者がそれらに対する報酬の一部または全部を放棄するときは除くものとする。実際に投入される材料、機器等々の要素のコストを市場のコストで証明する文書によってその実行可能性を証明できない価格は、実行不可能な価格と見なされる。

11.5.5. 規定されていない利点：助成付き融資または「 fundo • perdedor 」(“fundo perdido”) 型融資 (贈与として与えられ、償還不要のもの) も含め公示またはコンビッチで規定されていない申込みまたは利点は、考慮の対象とされない。また、他の入札者の申込みに基づいたた価格または利点も考慮されない。

11.5.6. 調査の促進：入札のいかなる段階においても、手続の審理の疑点を取り除き、または審理を補完するための調査を進めることは判定委員会の権限であるが、申込みに元々含まれているべきであった書類や情報を後から差し込むことは禁止される。

11.6. 運営契約

運営契約は、公法の規定によって規制され、また、私法に基づく契約の一般理論の諸原則が適用される。所管官庁の判断によって、公示で規定されていることを条件に、工事、サービスおよび購買の契約において、銀行保証、保証保険および現金もしくは公債による保証の差し入れを要求することができる。保証の金額は、契約価額の 5 パーセントを超えてはならないものとするが、大規模で財務リスクが大きな工事およびサービスの場合には、規定された限度を 10 パーセントまで引き上げることができる。

11.6.1. 契約の存続期間

契約の存続期間は、それぞれの支出承認の有効期間に制約されるが、限度は 60 ヶ月とし、有効期間を定めない契約は禁止される。契約期間は、初めに定めた条件が維持されることを条件に、延長することができる。

11.6.2. 契約の変更

運営契約は、プロジェクトが変更されてその目的物が量的に増加したまたは減少した場合、然るべく正当化されることを条件に、変更することができる。購買またはサービスの場合には、現在化された当初契約価額の 25 パーセント、また、工事、建物および装置の改修の場合には 50 パーセントに制限される。

サービス、工事および物が差し止められた場合で契約業者がすでに資材を購入し作業現場に置いているときは、これらの資材に対して、通貨価値修正後の取得原価の支払を行政から受けるものとする。また、契約業者は、さらに、然るべく証明されることを条件に、差止めに由来する偶発的損害について請求することができる。

11.6.3. 契約の解除

下記のものは、契約解除の理由と見なされる。

- 契約条項が履行されないか、または変則的な履行であること。
- 契約の実行が遅延し、約定された期限における完了を危うくすること。
- 遅延が正当化できること。
- 全部または一部を下請けに出すこと、第三者と連合すること、全部または一部を譲渡または移転すること、ならびに公示で認められていない分割、合併または併合(吸収合併)をすること。
- 実行を監視する当局の規則に基づく命令に従わないこと。
- 違反を繰返し犯すこと。
- 破産が宣告されること。

- 会社の解散または契約業者の死亡。
- 会社の変更または会社の目的の変更。
- 広く知られた公益に関する理由。
- 行政の側による 25 パーセントを超える差止め。
- 120 日を超える期間にわたり行政の命令によって実行が中止されること。ただし、公災害(公に宣言された災害)の場合は除く。
- 契約業者に対する行政の支払が 90 日間遅延すること。
- 行政の側が、場所、地域または対象物を明け渡さないこと。
- 偶発事件または不可抗力の発生。

11.6.4. 契約業者の賠償

上記各項の事由に基づき契約が解除された場合で契約業者の側に過失がないときは、契約業者は被ったと正当に証明された損害に対して賠償を受けるものとし、さらに、差し入れていた保証の返還を受け、解除日までに実施した契約に対する支払を受け、契約実施体制の解除費用の支払を受ける権利を有する。

11.6.5. 行政上の制裁

行政上の制裁は、警告、公示もしくは契約で規定されている罰金、入札参加の一時停止および 2 年間にわたる行政との契約締結禁止、ならびに、公共行政との入札・契約不適格宣言である。プレゴンの場合、入札停止期間は、2 年間から 5 年間に引き上げられる。

11.6.6. 入札に関わる犯罪と不履行

下記のものは、公益に対する犯罪と見なされる。

- 法律第 8666/93 号で規定されている前提以外で、入札を省くこと。
- 自らのためまたは他者のために利益を得る目的で、入札手続の競争的特性を協定によって失敗させ、または欺くこと。
- 行政の前で私益を直接的または間接的に擁護して、司法により無効が宣言されるような契約締結の原因を与えること。
- 契約の実施中に、競落人の利益のために、契約の延期を含め、何らかの変更または便益を容認し、それを可能にし、またはその原因を与えること。
- 債務の時系列的順序を除外して送り状に対する支払を行うこと。
- 申込みの秘密を覗き見ること。
- 入札手続の何らかの行為の実行をごまかし、妨げまたは混乱させること。
- 暴力、重大な脅迫または利益供与によって入札者を排除すること。
- 国庫を犠牲にして、ごまかしによって、恣意的に価格を引き上げ、偽造商品を真正なものとして販売するかもしくは商品を取り替えて引き渡し、契約実行の申込みを不正に負担の重いものとすること。

落札者が、行政が定める期間内に正当な理由なしに契約の調印を拒絶することは、条項の不履行に該当し、法律第 8666/93 号の罰則の対象となる。

11.7. 利用者の権利と義務

適切なサービスを受けること、コンセッショナを付与する側とコンセッショナを受ける側から個人もしくは団体の利益を守るために情報を受けること、自由な選択によってサービスを取得し、利用すること、一切の法規違反を公権力およびコンセッショナを受けた者に知らせること、サービスの提供においてコンセッショナを受けた者が犯した不法行為を所管官庁に連絡すること、ならびに公共の財産を良好な状態に維持するために貢献することは、利用者の権利と義務である。

11.8. オンライン入札

インターネットによるプレゴンは 2000 年 12 月に制定された。その目的は、商品の購買作業を迅速化すること、および公共行政の諸機関と供給業者の作業コストを削減することである。さらに、様々なプレゴンを同時に行なうことができ、また、商品を必要としている機関から遠く離れている企業も、他の企業と同じように参加することができる。これは供給業者にとって大きな利益である。加えて、入札の当事者でない者も、インターネットを通じてリアルタイムで入札の過程を監視することができ、これが競争に透明性を与える。

インターネットによるプレゴンに参加するための登録をする際に、供給業者は自らのデータを連邦国税庁、大蔵省検察局 (Procuradoria Geral da Fazenda Nacional – PGFN)、勤続年限保証基金 (FGTS) および国家社会保障院 (INSS) のデータと照らし合わせることが必要である。その理由は、政府に対して債務を持つ者は、入札には参加できないからである。

2000 年 8 月付け法令第 3555 号によって細則が定められた 2000 年 5 月の暫定措置令第 2026 号は、インターネットによるプレゴンを利用できる物とサービスを定めている。つまり、それらは、「その性能と品質を商品の通常の仕様を用いて、公示で簡潔かつ客観的に定めることができるもの、すなわち、様々な供給業者が供給することができ、かつ購買または契約の決定ができるようそれらの間で容易に比較することができるもの」となる。インターネットによるプレゴンで行われる契約には、入札法 (法律第 8666/93 号) に列挙されている他の入札方式と異なり、価格の制限がない。

11.8.1. 連邦政府で：

11.8.1.1. 登記方法：

Comprasnet (連邦政府の購買ポータルサイト [www.comprasnet.gov.br]) でインターネットによるプレゴンに参加することができる。第一歩は、企業がすでにSICAF (供給業者統一登記システム) に登記されているか否かを調べることである。登記するには、同サイトの「livre acesso (フリー・アクセス)」コーナーに入り、「SicaWeb」の「Fornecedor Pessoa Jurídica (法人供給業者)」または「Fornecedor Pessoa Física (自然人供給業者)」を選択し、「Incluir Fornecedor (供給業者を入力する)」をクリックする。

この手順の後で、利用者は Comprasnet のオプション 「Cadastro (登記)」 で登記をしなければならない。要求された情報を書き込み、希望するサービス、この場合は 「Pregão Eletrônico (電子プレゴン)」 (このサービスは有料) を選択する。これを行なうには、SICAF の受理番号、経営者の自然人登録証 (CPF) および会社設立日を知らせる必要がある。希望するオプションを選択した時点で、供給業者は、選択した銀行のサイトにアクセスして、支店名、口座番号および支払うべき金額を知らせる。支払はオンラインで行なわれる。すなわち、これらのデータを知らせた時点で、登記のために支払うべき金額は、自動的に口座から引き落とされ、Comprasnet にアクセスすれば、一括して取得したすべてのサービスにすぐにアクセスすることができる。

11.8.1.2. オンライン・プレゴンの参加方法

オンライン・プレゴンに参加するには、参加を希望する品目に対する価格の申込みを、プレゴンの公示で定められた期間内に送らなければならない。金額が、登記されている基準金額より低ければ、その申込みは受け付けられる。付け値 (lance) の段階が始まると、供給業者は 「Pregão Eletrônico (電子プレゴン)」 にアクセスして、「lance (付け値)」 を選択する。申込みを入力すると、システムが、その申込みの登録が成功したか否かを連絡してくれる。それでも、「proposta – consultar (申込み - 調べる)」 で確かめることが望ましい。登記の時点で、何らかの添付書類 (例えば、表または文書) が要求される可能性があるからだが、入札開催者のこうした要求は、公示の中で定められる。

申込みが受理された場合、その後の金額変更はできないが、未だ受理されていない場合には、基準金額よりさらに低い価格で申込みを新たに送ることができる。付け値の段階では、すべてのメッセージはすべての参加者、入札開催者および供給業者に知らされるが、特定のプレゴンに参加している企業を知ることは不可能である。参加者が誰であるかは、付け値の段階が終わった後で明らか

になる。落札者を知るには、「acesso livre (フリーアクセス)」の「consultas (調査)」および「resultados de licitações (入札結果)」にアクセスする。

このサイトのサービスについてより詳しく知りたい場合は、メール (comprasnet@planejamento.gov.br) 若しくは応答センターまで電話 (Tel: 0800-782323) にて問い合わせることができる。

情報源：「Leis Brasileiras (ブラジルの法律)」、および「Comprasnet」

12. 融資

12.1. 序言

連邦政府の「“企業心に富むブラジル”計画」(Programa Brasil Empreendedor)は、その目的として、零細企業や中小企業の発展を促進し、専門的能力のレベルを向上させることを掲げている。同計画の事業を実施する連邦の金融機関は、ブラジル銀行(Banco do Brasil)、ノルデスチ銀行(Banco do Nordeste)、アマゾニア銀行(Banco da Amazônia)および連邦貯蓄金庫(Caixa Econômica Federal)である。

融資希望者は、SEBRAE(Serviço Brasileiro de Apoio às Micro e Pequenas Empresas=ブラジル零細・小企業支援サービス庁)のカウンターで詳しい情報を得ることができ、上述の金融機関でクレジット申請手続について知ることができる。

12.2. 零細・小・中企業に対する BNDES の融資

12.2.1. 企業規模の分類

BNDES(社会経済開発銀行)が採用する企業規模の分類は次の通りである。

零細企業：年間(または年間換算)営業総収益*が R\$90 万までのもの。

小企業：年間(または年間換算)営業総収益*が R\$90 万を超える R\$787.5 万までのもの。

中企業：年間(または年間換算)営業総収益*が R\$787.5 万を超える R\$4500 万までのもの。

大企業：年間(または年間換算)営業総収益*が R\$4500 万を超えるもの。

(*) **年間営業総収益**とは、暦年において、自己勘定の営業による物とサービスの販売収入、提供したサービスの代価および他人勘定の営業による成果で得た収益を言い、解約された販売および与えられた無条件の値引きは含まない。

営業活動が当該暦年に開始された場合、上記の限度は、法人または個人会社が営業活動を行った月数に比例するものとし、月数の端数は切り捨てる。設立段階にある企業の場合、総設備能力を考慮のうえ、当該事業で用いられた年間売上見込みが考慮される。

企業が他の企業によって支配されるか、または経済グループに属する場合、規模の分類は、連結営業総収益を考慮して行われる。この情報の出所は、BNDES である。

12.2.2. 投資／融資対象

企業の設立、拡張、近代化または移転のための投資、ならびに専門能力および品質・生産性の向上プロジェクトが融資の対象となるが、特に、下記の費用が含まれる。

- 事業目的に関連する様々な建物および設備の建設または改修。
- 国産の機械および機器の購入。
- ソフトウェアの購入または開発。
- 要員の訓練。
- 調査、研究およびプロジェクト。
- フランチャイズ料および事業立上げの宣伝広告料。
- 輸出用の物とサービスの商品化。
- 他の融資付き投資に関連する運転資金の一部。運転資本に関する詳しい情報は、BNDES (社会経済開発銀行) のサイトで得られる。

12.3. 融資ライン

12.3.1. BNDES オートマティック

BNDES (社会経済開発銀行) から委託を受けた金融機関を通じて、国産および輸入の機械および設備の取得を含め、R\$700 万までの融資を受けることができる。全体の融資期間は、事業、企業または経済グループの支払能力に応じて決められる。BNDES によれば、融資参加率は次の通りである。

- 機械および機器 : 80 パーセントまで。
- 地域計画 (PAI [Programa Amazônia Integrada 統合アマゾニア計画]、PNC [Programa Nordeste Competitivo “競争力ある東北部” 計画]、PCO [Programa Centro-Oeste 中西部計画] および RECONVERSUL [リオグランデドスール州南半分生産業再転換促進計画]) の対象地域にある零細企業、小企業および事業の場合 : 90 パーセントまで。
- その他の投資対象物 : 60 パーセントまで。
- 零細企業および小企業の場合 : 90 パーセントまで。
- 地域計画の対象地域にある事業 : 80 パーセントまで。

輸入機械・機器の輸入費用 (BNDES の機器輸入支援計画 [Programa de Apoio à Importação de Equipamentos] を参照のこと)。

融資対象とならない事業は次の通りである。

- 企業再構築。
- 不動産事業 (住宅用建物、タイムシェアリング、ホテルレジデンスその他)、モーテル、サウナおよび温泉施設、銀行・金融事業活動。
- 武器取引。
- 原生樹木の製材、利用および商品化、銑鉄の生産、ならびに原始的プロセスもしくはガリンペイロ (砂鉱採集法) による採掘事業。

次のものは融資の対象とならない。

- 既存の用地または改良工事。
- 中古の機械および機器(零細企業向けを除く)。
- 転売用の動物、環境保全地域での牧草地の造成。
- 車両。
- 輸出、農牧畜業およびサービス向けの運転資金 (サービス提供業者たる零細企業は除く)。

融資を得るには、指定金融機関を選んで、そこに行かなければならぬ。その金融機関が必要書類や融資を受けられるか否かの情報を与えてくれる。従つて、その金融機関で保証についての交渉を行なうことができる。その金融機関が承認すれば、融資案件は BNDES に送られ、認可され、資金がリリースされる。

12.3.2. FINAME (機械・機器融資 – Financiamento de Máquinas e Equipamentos)

これは国産の新品機械・機器の購入、および指定金融機関 (そのリストについては、BNDES に問い合わせること) を通じた国産機器のリーシングに対する融資で、金額の制限はない。

全体の融資期間は、次の通りである。

- R\$700 万までの融資 : 60 ヶ月まで。
- 旅客輸送 : 48 ヶ月まで。
- 独立貨物輸送業者 : 72 ヶ月まで。
- R\$700 万を超えるかまたは上記のものを超える期間を必要とする融資 : 事業、企業または経済グループの支払能力に応じて決定。

都市旅客輸送統合システム (Sistema Integrado de Transporte Urbano de Passageiros) の一部を構成するバスを取得する場合 : 事業、企業または経済グループの支払能力に応じて決定。

融資参加率は次の通りである。

- 90 パーセントまで：国内のいずれかの地域にある零細企業および小企業、地域計画 (PAI、PNC、PCO および RECONVERSUL) の対象地域にある中・大企業、国内のいずれかの地域の都市旅客輸送統合システムの枠に入るバスの取得、および独立貨物輸送業者。
- 80 パーセントまで：国の南部地域および南東部地域に所在する中・大企業 (地域計画の対象地域 — エスピリトサント州、ノルデスティ開発計画に含まれるミナスジェライス州の一部およびリオグランデスール州のメタージスル〔南半分〕と称される地域の市町村に所在するものは除く)。

融資を得るには、指定金融機関を選んで、そこへ出向く必要がある。その金融機関が必要書類や融資を受けられるか否かの情報を与えてくれる。従って、その金融機関で保証についての交渉も行なうことができる。その金融機関が承認すれば、融資案件は BNDES (社会経済開発銀行) に送られて、認可され、資金がリリースされる。詳しい情報については、www.bnDES.gov.br/finame にアクセスして確認のこと。

12.3.3. BNDES-exim

これは、委託された指定金融機関を通じて行われる物とサービスの輸出に対する融資であり、次のようにある。

- 船積み前融資：特定の船積みで輸出される物の生産に対して与えられる融資。
- 船積み前特別融資：輸出される物の国内生産に対して与えられる融資で、特定の船積みとの結び付きはないが、船積みの実行期間が予め定められるもの。
- 船積み後融資：輸出業者に対する再融資を通じて、またはバイヤーズクレジット方式を通じて、国外での物とサービスの販売に対して与えられる融資。

BNDES-exim のオペレーションで使用される保証の手段は、世界の大手輸出信用機関が要求するものと同じである。しかしながら、輸出信用の利用を容易にするためには、次のものが利用可能である。

- 競争力促進保証基金 (FGPC) (保証基金)：零細企業、小企業および中企業向け信用の利用を容易にするもの。
- 輸出信用保険：輸出される物とサービスの商業的および政治的リスクを担保するもの。ブラジルでは、この保険はブラジル輸出信用保険会社 (SBCE) が取り扱っている。

12.4. その他の融資

その他の融資についての情報を得るには、BNDES に行くのが望ましい。

12.5. 保証

企業を支配する出資者の物的担保と人的担保が要求される。「“企業心に富む
ブラジル”計画」の事業を実行する金融機関の判断で、FGPC (保証基金) を利
用することができ、また、FGPC で担保される R\$50 万までの融資では、物的
担保が免除されることがある。

12.6. 融資の申請

融資を申請するには、SEBRAE のカウンターまたはブラジル銀行、ノルデスチ
銀行、アマゾニア銀行および連邦貯蓄金庫の支店に行く。

情報源：BNDES (国家社会経済開発銀行)

13. 文化奨励策

13.1. 連邦レベルでの奨励策

13.1.1. 恩恵

13.1.1.1. 資金移転協定

文化的プロジェクトを実行するため、文化省は、州、市町村および非営利の公共・民間団体と協定を結ぶ。こうした協定は、国の歴史的・芸術的財産の回復もしくは保存、図書館の設立、ショーの上演、映画普及の支援、造形美術の展覧会等のプロジェクトを対象としたものである。提案は、それぞれの活動のために定められた基準に従って文化省の担当局が審査する。

詳しい情報を得るには、協定の提案を、関係する文化分野に応じて文化省のそれぞれの局に送付する必要がある。それらの局とは、書籍・読書局 (Secretaria do Livro e Leitura)、歴史的遺産・博物館・造形美術局 (Secretaria do Patrimônio, Museus e Artes Plásticas)、音楽・舞台芸術局 (Secretaria da Música e Artes Cênicas) および視聴覚作品局 (Secretaria do Audiovisual) である。

文化省のサイトで、プロジェクト提出用のプログラムをダウンロードすることができるが、このプログラムは文化省の部局に請求することもできる。

13.1.1.2. ルアネット (Rouanet) 法

国家文化奨励委員会 (CNIC) により承認されたプロジェクトは、企業および個人の援助および贈与を受けることができる。また、これらの企業および個人は、全額ではないが、与えた恩恵分を納付すべき所得税から減額することができる。そうした処理は、法律第 8.313/91 号 (Rouanet 法) によって認められている。

同法によれば、その恩恵を求める能够なのは、文化的な性質を持つ営利もしくは非営利の法人、企業および機関、ならびに財團 (Fundação)、独立行政機関 (Autarquia) および協会 (Instituto) などの行政が間接的に管理する公益法人である。ただし、適切な法人格と文化的性格を具备していることが条件である。プロジェクトは、表現形式、創作・製作方法、ブラジルの文化遺産の保存・保護方法、文化的現実の研究と解釈方法を開発すること、ならびに芸術的・文化的財産と価値を知る方法の提供に貢献することを目的とするものでなければならず、下記の分野を含む。

- 演劇、ダンス、サーカス、オペラ、パントマイムその他同種のもの。
- 映画制作、ビデオ制作、写真制作、レコード製作その他同種のもの。
- 参考図書を含む文学作品。

- 音楽。
- 造形美術、グラフィックアート、彫刻、ポスター、切手収集その他類似のもの。
- 民俗芸能および手工芸品。
- 歴史的遺産、建築術上の遺産、考古学上の遺産、図書館、博物館、公文書保存所その他の遺産を含む文化的な遺産。
- 人文科学。
- 非商業的性格を持つ教育・文化的なラジオ・テレビ番組。

プロジェクトは、一般の人々に恩恵をもたらし、かつ法律で規定する分野・部門を中心に置いたものでなければならない。文化的財産を人々が等しく利用できるようにすることもこの法律の目的のひとつである。従って、一般の人々の利用を容易にする仕組み(例えば、ショーへの無料入場、大衆的な値段の入場券、図書館への図書配布、公開の美術展覧会、等々)がこの目的を履行するのに必要である。

法律第 8.313/91 号は、贈与者または後援者は、同法が定めた制度に基づいて承認された文化プロジェクトのために実際に寄付した金額を、所得税の申告時に、納付すべき所得税から以下のパーセンテージで控除することができるものと規定している。

- 自然人の場合には、贈与額の 80 パーセントおよび後援額の 60 パーセント。
- 実質利益に基づいて課税される法人の場合には、贈与額の 40 パーセントおよび後援額の 30 パーセント。

さらに、企業は、贈与額と後援額の合計を営業費に含めることができる。これによって、当該年度の企業の実質利益が減少し、結果として納付すべき税金の額が減少する。納付すべき所得税から差し引くことのできる金額の合計は、法人の場合、総額の 4 パーセントを超えてはならず、また自然人の場合、6 パーセントを超えてはならない。

税制上の利益に加えて、後援者は、後援するプロジェクトによって、作品(書籍、レコード、彫刻、CD-ROM、等々)での返礼を得ることができる。プロジェクトによって生み出された芸術作品の受け取りは、制作されたもののすべての 25 パーセントに制限されており、受け取ったものは無料で配布しなければならない。

詳しい情報を得るには、関係する分野を管轄する局に出向くこと。また、プロジェクトは、所定の用紙を用いて、文化省、その地方事務所または文化省につながる団体の国家文化支援計画(Programa Nacional de Apoio à Cultura – PRONAC)

調整部門に提出しなければならない。(そのためには、文化省と連絡をとれば十分である。)

文化省のサイトでは、プロジェクト提出用のプログラム(これは文化省の部局の1つで求めることもできる)をダウンロードすることができる。プロジェクトが省令(Portaria)で承認された後は、プロジェクトに関する顛末報告(計算・決算報告)をしなければならない。プロジェクトの顛末報告の作成マニュアルと書式も、文化省のサイトにある。

13.1.1.3. 視聴覚作品法

2003年度末まで、文化省が承認したプロジェクトの販売権の持分を取得することによって独立制作のブラジル視聴覚映画作品の制作に対して行なった投資は、法律第8.685/93号に従って所得税から控除することができる。特に視聴覚分野の展示会、配給および技術的インフラストラクチャーのプロジェクトも、同法律の恩典を受け取ることができる。しかしながら、不動産の取得、改修または建設は認められない。

許容される控除は、自然人、法人ともに、納付すべき税額の3パーセントに制限される。さらに、実質利益に基づいて課税される法人は、実施したすべての投資を営業費として差し引くことができ、納税額の減少というプラスの結果を得られる。

さらに、法律は、ブラジル国内における外国視聴覚作品の利用によって得られた利益および配当の送金に課される税金の70パーセントの減額を認めている。ただし、その資金が、予め文化省が承認したプロジェクトのなかで、独立制作のブラジル視聴覚映画作品の共同制作に投資されることが条件である。

視聴覚作品法の奨励措置を受けるには、プロジェクトは必ず次の要件を満たすものとし、かつ、宣伝的性格のものであってはならない。

- 全体の金額の20パーセントに相当する自己資金または第三者資金を持っていること。
- 獲得最高限度はR\$300万であること。
- 技術的・芸術的に実行可能であること。
- 商業的に実行可能であること。
- 完結期限を定めた上で、実行・返済段階の予算および物理的スケジュールが承認されること。

詳しい説明は、視聴覚作品開発局 (Secretaria para o Desenvolvimento do Audiovisual) で得ることができる。文化省のサイトでは、プロジェクト提出用のプログラム(これは文化省の部局の1つで求めることもできる)をダウンロードすることができる。プロジェクトが省令 (Portaria) で承認された後は、プロジェクトに関する顛末報告(計算・決算報告)をしなければならない。プロジェクトの顛末報告の作成マニュアルと用紙も、文化省のサイトにある。

13.1.1.4. 旅行チケットの供与

文化普及計画 (Programa de Difusão Cultural) による旅行チケットの供与は、資金状況に応じて文化省が行なう。恩恵の対象は、ブラジルまたは国外で催される文化的イベントに参加して自己の特定の作品を紹介するように招聘されたアーチスト、専門家およびブラジル文化研究者である。希望者の手続きとしては、所定の書式に従って申請を提出することであるが、その用紙は、少なくとも50日前までに関係する局で入手することができる。

文化普及計画の対象となる分野は、舞台芸術、造形美術、音楽、歴史・文化遺産、視聴覚作品、および人文科学であり、恩恵はもっぱらブラジル人および自然人にのみ与えられる。グループの場合、旅行チケットはグループのリーダーが申請するものとし、申請書には、然るべく記入して署名した各メンバーの確認用紙を添付する。

この計画に参加するのに必須の書類は次の通りである。

- イベントの組織団体が署名した公式招待状の認証済み写し。
- イベントのプログラム、およびイベントに関する完全な情報が記載されている文書。
- 参加希望者の専門的な作品と資格について触れている2通の推薦状。1通は参加希望者の活動分野の専門家が、他の1通は文化分野の著名な専門家が署名したものとし、その署名者が誰であるか(職業および働いている団体)を証明するものを添える。
- 参加希望者、および、グループの場合には、各メンバーの身分証明書および自然人登録証(CPF)の認証済み写し。
- 自らの活動分野における主要活動を強調した申請者またはグループの履歴書(受賞証書の認証済み写し、カタログ、印刷物、実際に行った公演のプログラムその他を添付)。
- 申請者が記入し署名した申請用紙(用紙は文化省の各局で入手できる)。
- 希望者および、グループの場合には各メンバーが記入し、署名した誓約書。

また、制限は次の通りである。

- 連邦、州もしくは市町村の公的な、またはそれらの利害を代表する任務に就いている公務員は、恩恵の対象となれない。
- 舞台装置、作品および／または機器の輸送のための手当、日当、保険または援助は支給されない。
- ショーの巡業には旅行チケットは供与されない。
- 同一人物には、年に1回を超えて旅行チケットは供与されない。
- 旅行チケットの供与については、対象となる人物の交代は認められない。

文化普及計画の規則によれば、受益者は、イベントの終了時に旅行チケットおよび搭乗券を返還し、また、帰国後30日以内に、自らの作品の上演(展示)を証明する書類(フォルダー、カタログ、プログラム、刊行物)とともに、イベントへの参加について報告書を提出することが義務付けられている。

13.1.1.5. 返済を要する貸付金

提案が承認されれば、文化省の指定金融機関が、演劇・サーカスのショーの上演、クラシック音楽もしくは器楽、コンパクトディスクの録音および文学作品の出版に対して優遇条件で貸付金を与える。この返済を要する貸付金は、文化的な性格を持つ私的な法人による舞台美術、サーカス、音楽および書籍の分野を対象としている。

詳しい情報や各ケースにおけるプロジェクト提出期限については、音楽舞台芸術局(Secretaria de Música e Artes Cênicas)で知ることができる。プロジェクトは、ブラジリアの音楽舞台芸術局、リオデジャネイロの国立美術財団(Fundação Nacional de Arte – FUNARTE)または文化省の地域代表部に自ら持ち込むか、または郵送する。

13.1.1.6. “ヴィルトゥオーゼ”(Virtuose)奨学金

この芸術文化育成計画(“ヴィルトゥオーゼ”奨学金)の目的は、芸術的および文化的制作に直接関連を持つ作家、芸術家および専門家に対して、ブラジルの国内外で育成奨学金を与えることである。この計画が意図するところは、こうした専門家の自己完成を支援して、彼らの労働市場における仕事を向上させることである。恩恵の対象者は、選考手順を踏んで選ばれるが、その選考手順では、希望者の経歴、その育成プロジェクトの質および／または自己完成プラン、ならびに選択した学校のレベルが考慮される。この計画に含まれる分野は、舞台芸術、音楽、造形美術、歴史・文化遺産、視聴覚作品および文学である。

芸術的制作および文化的制作に直接関連のある芸術家、作家および専門家で、ブラジル人で満30歳に達し、専門的な実績と希望するコースまたは研修の受入れが証明されているものが申し込みをすることができる。奨学金の期間は、

申込者の育成および／または自己完成プランならびにコースおよび／または研修の計画に合わせて 3 ヶ月から 12 ヶ月である。この奨学生は、奨学生が向上を示していることおよび更なる期間が必要であるとの当該育成施設発給の証明書があれば、1 回のみ、最長 6 ヶ月の延長が可能である。ただし、期間更新は、文化省の予算に左右されることがある。

申請は、申込者の育成分野に応じて、文化省のそれぞれの局に送付するものとし、書類は、登録期限日までに 1 通のみを一回で文化省に送らなければならない。各分野に必要な書類を知り、奨学生の申請用紙を入手するには、文化省に行かなければならない。

13.1.1.7. 楽器の寄贈

この目的は、楽団に楽器を贈与し、指揮者の能力養成コースを提供し、楽器を保存して、ブラジル国民の音楽的育成を刺激することである。申請は、文化省の音楽舞台芸術局に対して直接行なわなければならない。また、希望者は、所定の書式を用いて自らのプロジェクトを提出しなければならないが、その用紙は、同局または文化省のサイトで入手することができる。

13.2. 寄付の方法

13.2.1. 自然人

プロジェクトが寄付金を受け取るには、そのプロジェクトがメセナ・プロジェクトバンク (Banco de Projetos do Mercenato) および／または国家文化財団 (Fundo Nacional da Cultura - FNC) に登録されていなければならない(また、どれを支援するか決めるために、すべてのプロジェクトを知りたい場合には、文化省を訪れなければならない)。登録に関心を有する者、芸術家、プロデューサー、公的／私的施設は、自らの文化的プロジェクトを文化省に提出する。同省は 60 日以内に意見書を出す。この最初の評価を通過すれば、当該プロジェクトは法律の規定の枠内にあることが保証され、受け取った資金やプロジェクトの実行を管理することが認められる。

国家文化財団に対して寄付をすれば、公的団体のプロジェクト全体を支援することになる。特定の私的なプロジェクトまたは企業プロジェクトを支援したい場合、その寄付金はメセナ・プロジェクトバンクの範疇に分類される。いずれの場合にも、自然人は寄付金額の 80 パーセントを所得税から差し引くことができる。ただし、差し引かれた金額が当該年度の納付すべき所得税の 6 パーセント (または、他の理由の贈与も行なっている場合は 5 パーセント) を超えないことが条件とされる。

様々な寄付の方法：

- 1) 文化に対する贈与でプロジェクトを特定しないもの。振込み証明に氏名と自然人登録証 (CPF) 番号を記入して、ブラジル銀行にある FNC 名義の口座 (当座預金口座番号: 170.500-8、支店番号 : 3602-1、識別コード : 42000134902004-5) に振り込むことによって国家文化財団に直接行うことができる。この振込み証明書を確定申告書に添付することは法的に有効であり、所得税を減額することができる。
- 2) プロジェクトバンクで、贈与を行いたい特定のプロジェクト、および関心のあるプロジェクトを探すことができる。このプロジェクト・バンクには、各プロジェクトが概要、どの分野かが、個々のプロジェクトの総金額や、芸術家、プロデューサーもしくは担当団体の名前および贈与対象となる分野とともに登録されている。いったんプロジェクトを選択すれば、その後は、国家文化財団に直接コンタクトするだけである。プロジェクト・バンクを訪れるには、文化省にコンタクトする。

13.2.2. 法人

税制上の恩典を受けるには、投資家は、国家文化奨励委員会 (CNIC) を通じて、文化省の承認を得ているプロジェクトを選択しなければならない。そのためには、文化省に直接コンタクトして、承認を受けているプロジェクトを知る必要がある。承認を受けたプロジェクトは毎月更新される。法人による支援の場合、所得税の減額は 4パーセントまでとなる。

情報源：文化省

14. 付属資料

14.1. 補足文書

14.1.1. 簡易形態型企業

零細企業および小企業の租税および分担金の納付統合制度。

以下の租税および分担金の統合納付で構成される。IRPJ (法人所得税)、PIS (社会統合計画)、COFINS (社会保障融資分担金)、CSLL (純利益に対する社会分担金)、雇用者のINSS (国家社会保険院) および IPI (工業製品税) (IPIの納税者である場合)。また、零細企業および／または小企業が納付する ICMS (商品サービス流通税) および／または ISS (サービス税) を含めることができるが、本拠を置く州および／または市町村がその簡易形態型企業と協定を結んでいることが条件となる。法人は、簡易形態型企業に登記すれば、SESC (商業社会事業)、SESI (工業社会事業)、SENAI (国家工業実習事業)、SENAC (国家商業実習事業)、SEBRAE (ブラジル零細・小企業支援事業) その他に向けられる連邦が制定した各種分担金、ならびに教育賃金および組合費雇用者分担分に関連する分担金の納付を免除される。零細企業または小企業の条件に当てはまる法人は、簡易形態型企業を選択することができる。ただし、大蔵省および INSS と正規の状態が保たれていることが条件となる。

簡易形態型企業の選択は、CNPJ (国家法人登記簿) に企業を登記することによって行うか、または、すでに CNPJ に登記されている法人は、当該年度の 2 月最終営業日までに法人登録カード (FCPJ) を提出して登記を変更することによって行うことができ、同納税者は、その選択をした年度の第 1 日以降、簡易形態型企業のシステムに従うことになる。

14.1.1.1. 零細企業

零細企業-ME : 年間(または年間換算)総営業収益*が R\$90 万までのもの。

(*) **年間総営業総収益**とは、暦年において、自己勘定の営業による物とサービスの販売収入、提供したサービスの代価および他人勘定の営業による成果で得た収益を言い、解約された販売および与えられた無条件の値引きは含まない。

営業活動が当該暦年に開始された場合、上記の限度は、法人または個人会社が営業活動を行った月数に比例するものとし、月数の端数は切り捨てる。設立段階にある企業の場合、総設備能力を考慮のうえ、当該事業で用いられた年間売上見込みが考慮される。

企業が他の企業によって支配されるか、または経済グループに属する場合、規模の分類は、連結営業総収益を考慮して行われる。

上記は BNDES の情報による。

14.1.1.2. 小企業

小企業—EPP：年間（または年間換算）営業総収益*が R\$90 万を超える R\$787.5 万までのもの。

(*) 年間営業総収益とは、暦年において、自己勘定の営業による物とサービスの販売収入、提供したサービスの代価および他人勘定の営業による成果で得た収益を言い、解約された販売および与えられた無条件の値引きは含まない。

営業活動が当該暦年に開始された場合、上記の限度は、法人または個人会社が営業活動を行った月数に比例するものとし、月数の端数は切り捨てる。設立段階にある企業の場合、総設備能力を考慮のうえ、当該事業で用いられた年間売上見込みが考慮される。

企業が他の企業によって支配されるか、または経済グループに属する場合、規模の分類は、連結営業総収益を考慮して行われる。

上記は BNDES の情報による。

14.2. 第 13 章に関連する連絡先リスト

14.2.1. 担当局

視聴覚作品局 (Secretaria do Audiovisual - SAV)

プロジェクト：

- フィルムによる長編映画、インフラストラクチャー。
- 展示・展覧会、イベント、フェスティバル、セミナー。
- 短・長編映画、ビデオ映画。

電話による情報提供：(61) 316-2232

E-mail : sav@minc.gov.br

住所：Esplanada dos Ministérios, Bloco B, 3º andar
Brasília, DF, CEP 70068-900

歴史的遺産・博物館・造形美術局 (SPMAP)

プロジェクト：

- 博物館、教会、歴史的建造物、劇場、所蔵品等の修復。
- 修復された建物に設備するための機器および恒久資材の取得。
- 歴史的・文化的意味を持つイベントの開催。
- アフリカ系およびブラジルインディオ民族の文化、手工芸品および民俗芸能に関連するプロジェクトへの支援。

電話による情報提供：(61) 316-2085

E-mail : spmap@minc.gov.br

住所： Esplanada dos Ministérios, Bloco B, 2º andar
Brasília, DF, CEP 70068-900

書籍・読書局 (SLL)

プロジェクト：

- 書籍の出版。
- 蔵書の近代化。

電話による情報提供：(61) 316-2215 / 316-2216

E-mail : spccgpc@minc.gov.br / spcap@minc.gov.br
住所： Esplanada dos Ministérios, Bloco B, 3º andar
Brasília, DF, CEP 70068-900

音楽・舞台芸術局 (SMAC)

プロジェクト：

- 演劇、ダンス、サーカス、オペラおよびパントマイム。
- ポピュラー音楽、クラシック音楽、器楽。

電話による情報提供：(61) 316-2117

E-mail : smac@minc.gov.br

住所： Esplanada dos Ministérios, Bloco B, 2º andar
Brasília, DF, CEP 70068-900

14.2.2. 地方代表部

リオデジヤネイロ州

電話 : (021) 262-2426 / 220-4189 / 220-6590 / 220-6094

ファックス : (021) 220-7715

住所 : Rua da Imprensa, n^o. 16 – Palácio Gustavo Capanema - 2^o andar – Centro
CEP : 20030 – 120 – Rio de Janeiro / RJ

E-mail : dr@mincrj.gov.br

ペルナンブコ州

電話 : (081) 3424-7611 / 3424-7173

ファックス : (081) 3424-9679

住所 : Rua do Bom Jesus, 227/3^o andar – Recife Antigo
CEP : 50.030-170 – Recife/PE

E-mail : joaoroma@joaoroma.com.br

サンパウロ州

電話 : (011) 539-6303

ファックス : (011) 5539-6308

住所 : Largo Senador Raul Cardoso, 133 – Vila Clementino
CEP : 04021-170 – São Paulo / SP

E-mail : drmine@dialdata.com.br

ミナスジエライス州

電話 : (031) 3224-6785 / 3273-6415

ファックス : (031) 3213-4602

住所 : Rua Aarão Reis, n^o423 – Praça da Estação – Centro
CEP : 30120-000 – Belo Horizonte / MG

E-mail : mcultura@net.em.com.br

国立美術財団 (FUNARTE)

電話 : (021) 279-8003 / 279-8004 / 279-8005 / 262-5547 / 532-7144

ファックス : (021) 262-4895

住所 : Rua da Imprensa, n^o16 – Palácio Gustavo Capanema - 5^o andar – Centro
CEP : 20030-120 – Rio de Janeiro / RJ

14.3. サイズ換算表 一 衣類および履物

婦人用

ワンピース、スカートおよびジャケット							
ブラジル	38	40	42	44	46	48	50
米国	4	6	8	10	12	14	16
欧州	38	40	42	44	46	48	50
日本	7	9	11	13	15	17	19
ブラウスおよびセーター							
ブラジル	38	40	42	44	46	48	50
米国	6	8	10	12	14	16	18
欧州	40	42	44	46	48	50	52
日本	4(S)	7(M)	9(M)	11(L)	13(L)	15(LL)	
履物							
ブラジル	35		36		37		38
米国	3	4	5	6	7	8	9
欧州	34	35	36	37	38	39	40
日本	23		23.5		24		24.5
紳士用							
スーツ							
ブラジル		46		48		50	52
米国	34	36	38	40	42	44	46
欧州	34	36	38	40	42	44	46
日本			S	M	L	LL	
ワイシャツ							
ブラジル	35	37	39	40	41	42	43
米国	14	15	15.5	16	16.5	17	17.5
欧州	36	38	39	41	42	43	44
日本	36	38	39	40	42	43	44
履物							
ブラジル	39		40	41		42	43
米国	7.5	8	8.5	9	9.5	10	10.5
欧州	39	40	41	42	43	44	
日本	25.5		26	26.5		27	28
子供用							
衣類							
ブラジル	2	4	6	8	10	12	14
米国	2 e 3	4 e 5	6	7 e 8	10	12	14
欧州	2 e 3	4 e 5	6 e 7	8 e 9	10 e 11	12	14
日本	90 cm	100 cm	110 cm	120 cm	130 cm	140 cm	150 cm
履物							
ブラジル	24 e 25	26 e 27	28	29	30	31	32
米国	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5	13.5
欧州	24	25.5	27	28	29	30	32
日本	15-16	17-18	19	20	21	21.5	22

15. ブラジル投資に関する主要機関の連絡先

15.1. 日本において

<政府関連機関>

●駐日ブラジル大使館 通商部

〒107-8633
東京都港区北青山 2-11-12
Tel: 03-3404-5211 (代表) / 03-3405-6838 (直通)
Fax: 03-3405-5846
E-mail: secom@brasemb.or.jp
Homepage: <http://www.brasemb.or.jp/>

●在京ブラジル総領事館

〒141-0022
東京都品川区東五反田 1-13-12 五反田富士ビル 2F
Tel: 03-5488-5451
Fax: 03-5488-5458
Homepage: <http://www.consbrasil.org/>

●在名古屋ブラジル総領事館

〒460-0002
愛知県名古屋市中区丸の内 1-10-29
白川第八ビル 2F
Tel: 052-222-1107 / 222-1108
Fax: 052-222-1079
E-mail: consulado@cgnagoya.org
Homepage: <http://www2.gol.com/users/cgnagoya/>

<会議所>

●在日ブラジル商業会議所

〒107-8633
東京都港区北青山 2-11-12
Tel: 03-3403-2729
Fax: 03-3403-2739
E-mail: secretaria@ccbj.jp
Homepage: <http://www.ccbj.jp>

<ブラジルの金融機関>

● ブラジル銀行 東京支店

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル

Tel: 0120-09-5595 / 03-3213-6511 (代表)

03-3213-7397 (金融・事業法人営業課)

Fax: 03-3284-1923

E-mail: toquio@bb.com.br

Homepage: <http://www.bancobrasil.co.jp>

● バネスパ・サンタンデール銀行 東京駐在員事務所

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル 北館 16F

Tel: 0120-060899 / 03-3214-0608

Fax: 03-3214-7062

E-mail: banespa@banespa.co.jp

Homepage: <http://www.banespa.com.br/toquio/index.htm>

● バンコ・イタウ・エッセ・アー (イタウ銀行)

東京駐在員事務所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-1-3 AIG ビル 9F

Tel: 03-5288-5194

Fax: 03-5288-5111

● エーピーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ブイ ブラジルデスク

〒105-6231

東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー31F

Tel: 03-5405-6674

Fax: 03-5405-6902

● ブラデスコ銀行 ジャパン・デスク

〒101-0023

東京都千代田区松永町カンダ 18-1 秋葉原バイオレット・ビル 8F

Tel: 03-3252-1381

Fax: 03-3252-1390

E-mail: bradesco@mx3.alpha-web.ne.jp

<ブラジルへ乗り継ぎなしで便を運航している航空会社>

● ヴァリグ ブラジル航空
〒105-0011
東京都港区芝公園 3-1-13 アーバン芝公園ビル 4F
Tel: 5408-6831
Fax: 5408-6678
Homepage: <http://portal.varig.com.br>

● ANA - 全日本空輸(株)
〒105-7190
東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター ANA SQUARE
Tel: 0120-029-333 (国際線予約)
Homepage: <http://www.ana.co.jp>

● JAL - (株)日本航空
〒140-0002
東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号 JAL ビル
Tel: 0120-25-5931 (国際線予約)
Homepage: <http://www.jal.co.jp>

15.2. ブラジルにおいて

<主要関連官庁>

● 開発商工省 (Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior)
Esplanada dos Ministérios, Bloco "J" – CEP 70053-900 – Brasília – DF
Tel: 061-2109-7000
E-mail: ascom@desenvolvimento.gov.br
Homepage: www.mdic.gov.br

● 対外関係省 (Ministério das Relações Exteriores)
貿易促進部 (Departamento de Promoção Comercial)
Esplanada dos Ministérios, Bloco "H" – Anexo I – Sala 220
CEP 70170-900 – Brasília – DF
Tel: 061-223-2055
Fax: 061-223-2392 / 223-2609
Homepage: www.mre.gov.br

<民間団体等>

●全国工業連盟（CNI – Confederação Nacional da Indústria）
クライアント対応サービス（Serviço de Atendimento ao Cliente）
SBN – Quadra 1 – Bloco C – Ed. Roberto Simonsen – 17º. Andar
CEP 70040-903 – Brasília – DF
Tel: 061-317-9989 / 317-9992
Fax: 061-317-9994
E-mail: sac@cni.org.br
Homepage: www.cni.org.br

●輸出促進事業団（APEX – Agência de Promoção de Exportações）
SBN – Quadra 1 – Bloco "B" – 10º. andar, Ed. CNC
CEP 70041-902 – Brasília – DF
Tel: 061-426-0202
Fax: 061-426-0222
E-mail: apex@apexbrasil.com.br
Homepage: <http://www.apexbrasil.com.br/>

●ブラジル日本商工会議所（CCIJB – Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil）
Av. Paulista, 475 – 13º. andar – CEP 01311-908 – São Paulo – SP
Tel: 011-3287-6233
Fax: 011-3284-9424
E-mail: secretaria@camaradojapao.org.br
Homepage: <http://www.camaradojapao.org.br/>

「**ブラジル投資ガイドブック—— ステップ・バイ・ステップ**」

2004年10月1日初版 第1刷発行

編著者——**ブラジル連邦共和国**、**対外関係省**
貿易促進部、**貿易促進プログラム課**

発行者——**駐日ブラジル大使館**
〒107-8633 東京都港区北育[12-11-12]
Tel: (03)3405-5211 (代表) / (03)3404-5103 (通商部)
Fax: (03)3405-5846
E-mail: secom@brasemb.or.jp
Homepage: <http://www.brasemb.or.jp/>

本書はポルトガル語原文 "Investimento: Passo a Passo" からの翻訳で
あり、無料配布用に発行されています。英語版 "Investment in Brazil:
Step-by-Step" 及びスペイン語版 "Inversion en Brasil: paso a paso" も発
行されており、どれもBrazilTradeNetのサイトにてpdfファイルの形で
無料ダウンロードができます。

BrazilTradeNet: <http://www.braziltradenet.gov.br/>

Printed in Japan
Copyright © 2004 Embassy of Brazil / All rights reserved